

12月 4 日 （ 第 3 号 ）

令和 6 年豊能町議会12月定例会議会議録目次

令和 6 年12月 4 日（第 3 号）

出 席 議 員	1
議 事 日 程	2
開 議 の 宣 告	3
(一 般 質 問)	
中 川 敦 司	3
小 寺 正 人	14
管 野 英 美 子	23
吉 田 正 子	35
(総 括 質 疑)	47
第49号議案 豊能町町税条例改正の件	
第50号議案 豊能町国民健康保険条例改正の件	
第51号議案 豊能町行政手続における特定の個人を識別するための番号 の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個 人情報の提供に関する条例改正の件	
第52号議案 豊能町国民健康保険事業財政調整基金条例廃止の件	
第53号議案 令和 6 年度豊能町一般会計補正予算（第 5 回）の件	
第54号議案 令和 6 年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算 （第 1 回）の件	
第55号議案 令和 6 年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定補 正予算（第 2 回）の件	

第56号議案 令和6年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算（第
2回）の件

散 会 の 宣 告	49
-----------------	----

令和6年豊能町議会12月定例会議会議録（第3号）

年 月 日 令和6年12月4日（水）

場 所 豊 能 町 役 場 議 場

出席議員 11名

1 番	池田 忠史	2 番	才脇 明美
3 番	吉田 正子	4 番	中川 敦司
5 番	寺脇 直子	6 番	管野英美子
7 番	永谷 幸弘	8 番	永並 啓
9 番	小寺 正人	10番	秋元美智子
11番	高尾 靖子		

欠席議員 なし

本会議に説明のため出席した者は、次のとおりである。

町 長	上浦 登	副 町 長	高木 仁
教 育 長	板倉 忠	政 策 監	大西 隆樹
総 務 部 長	入江 太志	生活福祉部長	小森 進
都市建設部長	坂田 朗夫	こども未来部長	仙波英太郎

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	浜本 正義	書 記	平田 旬
書 記	杉田 庄司		

議 事 日 程

令和6年12月4日（水）午前9時30分開議

日程第 1 一般質問

日程第 2 第49号議案 豊能町税条例改正の件

第50号議案 豊能町国民健康保険条例改正の件

第51号議案 豊能町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例改正の件

第52号議案 豊能町国民健康保険事業財政調整基金条例廃止の件

第53号議案 令和6年度豊能町一般会計補正予算（第5回）の件

第54号議案 令和6年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第1回）の件

第55号議案 令和6年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定補正予算（第2回）の件

第56号議案 令和6年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算（第2回）の件

開会 午前9時30分

○議長（永並 啓君）

皆様、おはようございます。

ただいまの出席議員は11名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1「一般質問」を行います。

昨日に引き続き、順次発言を許します。

質問者は、質問者席に登壇して質問を行ってください。

持ち時間は、質問及び答弁を合わせて50分とします。

中川敦司議員を指名いたします。

中川敦司議員。

○4番（中川敦司君）

おはようございます。

ただいま議長から指名をいただきました中川でございます。

一般質問に入る前に、このたび吉川中学校ですかね。陸上駅伝大会近畿大会、男女とも出場されたということで大変におめでとうございます。そしてまたこの再来週は今度、全国大会、滋賀県で行われる全国大会に男子チームが出場されるということで、ベストを尽くしてすばらしい結果を出していただけますように心からお祈りを申し上げます。

そうしましたら一般質問のほうに移らせていただきます。

さて、今回のこの12月定例会議のこの一般質問におきましては職員の皆さんの人材の確保だとか、また終活、そういったことに関する内容についての質問を取り上げてございます。どうかよろしくお祈りを申し上げます。

では通告書の順番に従ってになります

まず1番目の職員の人材の確保についてというふうな項目に関する質問でございます。

近年いろいろと採用募集とかかけておられるんですけども、やはり技術系の方がなかなか採用難しいのかなというふうなことが思ったりもしてるんですけども、その辺り豊能町としてはその技術系の職員さん、それは足りているのかどうか、まずその辺りからお伺いしたいと思います。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

坂田都市建設部長。

○都市建設部長（坂田朗夫君）

おはようございます。それではお答えいたします。

まず、豊能町、技術系の仕事内容ですが、道路、河川、公園、下水道、町営住宅など現在はその施設のインフラの維持管理を中心に行っておりまして、そういう意味では人員的には現在のところ問題ないかと考えております。ただ、今後大規模な災害が発生した場合とか、あと今後予定されているインフラの更新等がきた場合には、現メンバーでは対応できないかと考えております。

以上です。

○議長（永並 啓君）

中川敦司議員。

○4番（中川敦司君）

現状はというふうな話と、しかしながらこれからのインフラの更新とか、そういった部分においてはやはり職員の数が不足してくるのかなというふうな御答弁でございましたけども、どこともやはりそういう技術系の職員の確保が難しいのかなというふうな感じがしておりますが、実は一つの例といたしまして富山市とか神奈川県平塚市におきましては、学生に対して就業意識の向上や、また行政に対する理解を深めてもらうという、そういうふうな目的

でインターンシップ制度、そういったものを
実際実施をされている、そういう地域が
ございます。豊能町においてもこういうふ
うな制度を実施してみて、この技術系の職
員さんの確保、そういったことにつなげて
はどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

坂田都市建設部長。

○都市建設部長（坂田朗夫君）

お答えいたします。

富山県の富山市、神奈川県の評塚市など
そのデータみたいなもの、内容のほう確認
させていただきました。両市とも市内に複
数の大学とか高校がある、専門学校等ある
ようでして、本町と違いましてそういった
インターンシップ、就業体験しやすいよう
な環境にあるのでないかなと考えておりま
して、ちょっと本町のほうでは難しいのか
なというふうに考えております。

以上です。

○議長（永並 啓君）

中川敦司議員。

○4 番（中川敦司君）

今の御答弁でいきますと、豊能町にはそ
ういう学校がないという、そういうふうな
お話で、ただ平塚とか富山においては学校
が実際その地域に存在するのでできている
んじゃないかなというふうな御答弁でした
けども、じゃあ学校がなかったら近隣、少
しちょっと幅を広げて近隣にも目を向ける
と、もしかしたら学校があるかもしれない、
関連するね、そういったところの学生たち
に対してのそういうふうな制度を使ってい
ただくとかいうふうなことも場合によって
は考えられるのかなと思いますが、その辺
りはどのように思われますでしょうか。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

入江総務部長。

○総務部長（入江太志君）

おはようございます。

先ほどの議員の御質問ですが、今、坂田
部長申しましたように本町ではそういう学
校はなかなかないので連携はしにくい。ち
ょっと広げてみればという御質問やったと
思うんですけど、技師は募集してもなかな
か今、確保しづらい状況です。これは市で
も同じようなことを聞いておる状況です。
本町も採用試験の周知等々を図りまして、
インターンシップのところもそういうつな
がりがあればそういう話しかけもしていけ
たらと思うんですが、現状はなかなか、坂
田部長言いましたように厳しい状況です。
それを本町は雇用までつなげていけば本町
の職員になってもらえる可能性もあるん
ですけど、なかなかその周りも取り合いとい
う状況の中で豊能町に足を運んでいただけ
るというのは、例えば地縁であるとか、何
か、卒業生であるとか、そういうようなき
っかけがあればそのようなお話も持ってい
きやすいのかなと思っておるんですけど、
現状はなかなかちょっと厳しい状況かなと
思っております。

○議長（永並 啓君）

中川敦司議員。

○4 番（中川敦司君）

現状厳しいなというふうなことでござい
ましたけども、何とか、もしもできるよう
であればそういったことも今後、こういう
取組参考にさせていただければなと、このよ
うに思います。やはり厳しいなという御意
見もございましたので、そういった意味で
別な観点から人材確保というふうな意味合
いの事例を紹介したいと思います。

次に島根県の松江市ですけども、こちら
におきましては土木とか建築技術員ですか
ね、そういうふうな技術者を確保するため

に初任給調整手当、そういったものを上積みしてでも人材を確保しようという、そのような取組がございます。中身見てみましたら初任給にプラスアルファ3万円上積みして、それを何年間かけて、5年間ぐらいかな、支給してあげる。ただし毎年3万円じゃなくて少しずつ下げていってっていうふうな、そんなやり方をこの松江市はとっているようでございますけども、こういった取組もありますけども、いかがでしょうか、豊能町としては。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

入江総務部長。

○総務部長（入江太志君）

お答えいたします。

初任給の調整手当の件でございますが、これは国家公務員の手当の一つでございます。主に医療に従事する医師職員に対して採用から一定期間支給されているものです。町ではそのような手当は現在実施してございません。これは国の制度でございます。このような制度、土木の建築職員に限定したこの手当の御紹介をしていただいたと思うんですけど、これも全国的にも珍しい事例でございます。ただ本町、土木職とか建築職に限らず全職種において初任給は国基準以上より高く設定してございます。これはうちだけじゃなくて府内近隣も同じようにしておるんですが、新たな手当の新設についてはちょっと慎重に対応、これは職員間の均衡等もございますので、その辺は慎重に対応していくべきではないかというふうに考えてございます。

○議長（永並 啓君）

中川敦司議員。

○4番（中川敦司君）

御答弁ありがとうございます。

こういう調整手当を積み上げてやるというのちょっと難しいかなというような御答弁でございましたけども、あと、さらに別な観点からのまたこれは一つの事例ではございますけども、山口県の下関市、こちらにおきましては民間企業の併願者も受験しやすい、そういう試験枠も設置されておられまして、特に変わったところでは試験の時期を前倒しをするというか、通常秋、10月、11月頃に採用試験とかそういうふうなのをやるのが通例でありますけども、ここはどうか、何とか何か月か繰り上げて6月にはその採用試験を終わらせて合格発表するというか、そういうふうなことをやって、幅広い人材の確保を目指しているようでございまして、ある意味人材を早めにしっかりところをつかんでいく、確保していくというふうな取組なのかなとこのように思ったりもするんですけども、こういったやり方も使って人材の確保をしてみたらどうかと思いますが、その辺りいかがでしょうか。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

入江総務部長。

○総務部長（入江太志君）

お答えいたします。

山口県の下関市では、より幅広い人材の採用を目的に、民間企業併願者の方でも受験しやすい内容とした試験枠として下関チャレンジ枠を設定し、4月に募集を行い、最終合格発表を6月上旬に設定されてございます。またこのほかにも職種に応じて採用枠を設定し、夏から秋にかけて通常の募集枠を行っていらっしゃる状況でございます。本町においては例年9月頃から募集を行いまして、12月をめどに最終合格者を決定しているところでございます。本町では下関市のように採用計画人数が多くござい

ませんので、採用枠をまず分散化はできないことと、4月から募集をするためには前年度の2月頃から翌々年度の採用を計画人数を決定しなければならないことなど、自治体規模の環境が異なるため、現状導入には課題があると認識でございます。早めに決定すれば確かに早く確保はできるんですけど、その分ほかの団体さんも併願という場合ございまして、最終辞退をされるというような状況も少なからず、本町の採用条件が非常に高いというものでしたらあれですけど、そこまで差はつけられない状況ですので、そういう懸念もございますのでこの運用についてはちょっと課題があるなという認識でございます。

○議長（永並 啓君）

中川敦司議員。

○4番（中川敦司君）

なるほどそうなんです。ほかにも受験してほかのほうに流れていく可能性もあるだろうという、そういう答弁かなと思いましたが、私だったら例えば早めに就職決まったらもううれしいとなって、そうすれば残りの約1年間ぐらいがもうバラ色の人生みたいなものになりますんでね。そういった意味で、そんならもうここにしようか、豊能町にしようかみたいな、私だったらそんな気持ちになるかもしれないかなと思ったんですけど世間はそうではないのかなというふうな話も、そんな感じもしましたが、なるほどね。いずれにしても併願ということで、この豊能町よりももっといいところがあれば、条件的にいいところがあればそういうところに行っちゃう可能性もあるということでございましたけども、そういうふうなことで捉えますと、条件、例えばお給料とかいただける報酬額とか、そういったものも関係してくるのかなと思ったりもするんですけども、そういった意味

で、地域手当の部分に次、移らせてもらいますけども、今までこの地域、現状、地域手当、大阪府の中でも大阪市もあれば豊中市もあれば豊能町もあると。皆さん公務員の方いただいているお給料の中身は期末手当もあれば勤勉手当もあればそして地域手当もあると。この地域手当については位置する場所、その場所によって額が違う率が違うという、そういうふうな制度であって、大阪市なんかと豊能町、また豊中市と豊能町を比べてもその格差があるという、そういう現状でございましたけども、報道によりますと今後大阪府内で一律の地域手当を目指していくという、そんなふうな話もニュースで私も見ておりますので、そういった意味でもしも報酬的なそういうふうな条件でもって豊能町が敬遠されるというか、併願された場合、併願で通った場合豊能町が敬遠されるというふうなことになるのであれば、この今回の国が考えておりますこの地域手当の見直し、府内一律を目指すという、そんなふうなことが実現するならば、今後豊能町の採用にとって、人材の採用にとっていい方向になるのかなと思ったりもするんですけども、その辺りはどうなんでしょう。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

入江総務部長。

○総務部長（入江太志君）

お答えいたします。

令和6年の8月の人事院勧告におきまして、これまで市町村ごとに定められていた地域手当の支給割合を都道府県単位化する勧告は出されました。これにより隣接する市町村との関係で不均衡が生じている状況は緩和されることとなっております。給与水準が人員確保におきまして障壁の一つとなっているとすれば今回の見直しにより地

域手当については府内近隣市町村との差がなくなり、応募状況が改善する可能性がありますと認識しております。本町では現在6%の地域手当が今回の勧告で12%になる、大阪府が12%になるという意味で、例えば近隣の豊中市さんあるいは箕面市さんとも同じ率になります。逆にお隣の兵庫県は4%になりますので、特定の市はもう少し都市的度合いが高いところ、阪神地区高い設定は個別にあるんですが、基本4%となりますと、兵庫県より大阪府のほうが地域手当が高いという状況もあるので、近隣の大阪府内の市と同じ地域手当、兵庫県とはちょっと高めの地域手当に大阪はなるということで、いったように応募状況が改善する可能性は多分にあるのかなという認識をしております。

○議長（永並 啓君）

中川敦司議員。

○4番（中川敦司君）

地域手当を見直し、そういった部分が採用にいい方向、いい影響を及ぼす可能性もあるという、そのようなお話でございましたので、これしっかり期待したいなとこのように思っております。

そうしましたら次の質問項目、2項目めに移らせていただきます。

通告書のナンバー2ですけども、町も稼げる体質にというふうな、そのようなタイトルをつけさせていただいておる項目でございますけども、まずその質問のまず頭で質問をさせていただく内容ですが、戸知山にて何年か前から実験をされております自然災害リスク制御システムですかね、これの開発の状況といいますか、その辺り、まずお伺いしたいと思います。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

坂田都市建設部長。

○都市建設部長（坂田朗夫君）

お答えいたします。

議員御質問の自然災害リスク制御システムということで、令和2年度の光風台6丁目緑地の災害を機に大阪大学、清水建設と豊能町とで擁壁、法面の実証実験を行うということで、令和4年からまず育成型ということで実証実験始まっております、当初はコンクリートのL型擁壁と法面、さらにその擁壁の前面にセンサを設置して行っております。そして令和5年から本格型ということで移行しております、現地により近い擁壁ということでブロック積み擁壁、あと今ちょうど現在工事かかっている最中なんですけど、石積み擁壁も新たに加えて、それと超長寿命なセンサ開発を現在行っております、一応令和14年度末までの10年間ということで行っていく予定となっております。

○議長（永並 啓君）

中川敦司議員。

○4番（中川敦司君）

ということは、今のお話を伺ってますと、私ども議員も現地を視察いたしますか行かせていただいたことが当時ありましたけども、それから大分進展してきているというふうな感じというふうに受け取ったらいいいんでしょうかね。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

坂田都市建設部長。

○都市建設部長（坂田朗夫君）

お答えいたします。

当時、議員の皆さんに視察として来ていただいたときには、L型擁壁というかコンクリートの擁壁だけあったと思いますけども、それ以降その左側のほうにまずブロック積み擁壁が10メートルそこそこ、それから今現在、石積み擁壁が今現在築造されて

おりますので、前回来ていただいたやつの単純に3倍、3倍というか二つプラスアルファ、違う構造物が設置されているのかなということです。

○議長（永並 啓君）

中川敦司議員。

○4番（中川敦司君）

ありがとうございます。

私どもが現地を視察させていただいた状況から大分、3倍ぐらいに規模が進展しているというふうな答弁でございましたけども、素晴らしいことだと思います。

私どもがこの視察をさせていただく、その前かな、その頃に、このいわゆる実験のシステムですかね、そういったところの説明、当然議会側にもございまして、そのときいろいろ質疑させていただいたんですけども、その中で私いろいろ言わせてもらったんですけども、例えばこのシステムに使われているセンサ、それが実際こういうふうな災害の予見というかそういった予知に使えるというようなことで、例えば製品化されて販売をできるようなふうになった場合、その売上げの一部を豊能町にちょっと、場所を貸してんねんからちょっともらおうなど、もらえるようにならへんかと、そんなちょっと勝手なことを言わせてもらったことがあったり、あと豊能町のこの戸知山という場所を提供してるんやから、場所代いうか、そんなんももらったらどないやみたいな、そんなふうな提案もさせていただいたんですけども、いわゆる豊能町がもうかるっていうか、そういうふうな提案をさせていただいたんですけども、どうですか、その後うまくいきそうな感じでしょうか。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

坂田都市建設部長。

○都市建設部長（坂田朗夫君）

お答えいたします。

まず2点、御質問があったと思いますが、議員御質問、まずセンサのほうですけども、こちらのほうはもともと大阪大学さんが発明した100マイクロンといいまして、ミリでいいますと0.1ミリ相当なんですけど、そういった薄型のセンサを開発しておりまして、これはもともと人間の脳波の測定などに使われていることで、医療分野で主に活用されていたということです。このセンサを使えばその振動とかひずみとか自然電位など様々な測定ができるということで、ただ難点が、このセンサは耐用年数的にはもともと人間の脳波とかに使ってたということでそんなに耐用年数は必要ないということでしたけども、もしその構造物で使うとなると紫外線とか、雨風にさらされますので、やはり長寿命化のことを考えていかないといけないということで、現在その長寿命化のセンサとなるような研究開発を今現在行っておるところです。現在、実証実験場にもセンサをつけておりますが、現場のほう、今現在はときわ台の緑地などの現場にも取付けを開始しております。このセンサの開発は大阪大学さんのほうに確認しますと試作モデルの長寿命なセンサをあと2年ぐらいで作れるかなということで聞いております。試作品ですのでどれほど耐用年数があるかというのは不明ですが、耐用年数以外にもやはり機能とかデザインとかあとアプリの開発も出てくるのかなということで、どちらにしても本格型の終了まで残り8年ほどありますので、何かの案件を大阪大学と共同出願して知的財産権を保有してライセンスを取って商品化するということになれば収益も上げられるかなということで、大阪大学さんとはそういった話をしているところです。

それからもう1点、場所の提供の件につ

いては、今年度から実は借地料のほうはい
ただいております。

以上です。

○議長（永並 啓君）

中川敦司議員。

○4番（中川敦司君）

御答弁ありがとうございます。

長寿命化の今、施策にかかっているような
状況だという、センサについては。あと土
地の借地料、それいただいているというこ
とで、結構な額をいただいているんですか。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

坂田都市建設部長。

○都市建設部長（坂田朗夫君）

お答えいたします。

借地料のほうですが、もともとあそこ山
林となっておりますけれどもただ、造成され
て平場でできておりますので、近隣の雑種地
程度の土地評価額をもとに単価を算出して、
実際その擁壁とか法面にかかっている
実際の使用している面積を掛けて借地料をい
ただいているというところで、金額的には
ちょっと今手元にはないんですが20万円も
いってない額になっております。年間です
が。

○議長（永並 啓君）

中川敦司議員。

○4番（中川敦司君）

年間20万円もいってないかなということ
でしたけども、でもいただけるような方向
へ持っていったということは、私はそれは
それですばらしいことやないかなと思いま
す。引き続き、もっと規模が大きになったら
もっともっといっぱいもらえるのかなと。
まだ長年にかかってもらえるのかな。それ
はそれでええことやと思いますんで引き続
きどうかよろしくお願ひしたいと思ひます。

これと関連したような項目にはなります

けども、現状は豊能町財政厳しいと前々か
ら言われておりますけども、また最近のこ
のニュースでも毎日のように目にする103万
円の壁の変更とか、そういったようなニュ
ースもよく見受けられますけども、そうい
ったことを通じて、税収が減るという、そ
ういうふうな話もニュースで見かけたりも
しておりますけども、こういった意味から
豊能町としてもしっかりと稼いでいける、
そういうふうな取組がやっぱり、今のその
戸知山の件じゃないですけども、こういう
稼いでいける、そういう考え方、取組、そ
ういったものが必要だと私は思うんですね。
そこで幾つか他の地域、他の自治体の事例
をもとに引き続き質問をしていきたいと思
います。

まず1点目、大阪府の大東市なんですけ
どもね。こちらにおきましては、マンホー
ルの蓋、これ下水管ね、下水のマンホール
の蓋を活用いたしまして、そのマンホール
の蓋に広告を載せるという、その広告事業
というものを実施されてございます。この
マンホール蓋の広告というのは、マンホー
ルの蓋に民間企業の広告を掲載して、その
広告の収入で下水道事業の新たな財源、そ
ういったものを確保する、そういうふうな
やり方、取組でございまして、この方式に
ついてはどうも豊中市でもされているよう
な内容を私も見させていただいております
けども、こういったマンホールの蓋を活用
した広告事業、そういったものを豊能町で
もやってみたらどうかと思いますけども、
いかがでしょうか。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

坂田都市建設部長。

○都市建設部長（坂田朗夫君）

お答えいたします。

議員御質問のこのマンホール蓋を活用し

た広告事業、大東市では令和6年度から5か所ほど実施しているということですが、近隣では先ほど議員のほうからもありましたとおり豊中市、あと高槻市のほうでも実施されているようです。ただ、これらの市の事業内容を見ますと、マンホールの設置場所が、大東市も同様なんですが駅周辺の商店街、あとは公共施設の敷地内ということで、主に人通りの多い歩行者専用の道路に限定してるというようなようです。逆に車両が通行するような一般道路部ではタイヤ等による劣化が考えられますので、車道ではそもそも歩行者も見にくいということで、設置されている事例はほとんどないということです。本町のマンホールの設置してる場所を見ますと、町内には汚水と言って下水のほうとあと雨水のマンホールということで、それを全部含めるとトータル8,391のマンホールがございます。ただその大半が道路に設置されておるというところでして、その中から歩道部に設置されてるものをピックアップすると、西地区、東地区含めて263か所のマンホールがございます。ただそのほとんどが駅周辺とか公共施設の敷地から離れておるということで、その中でも人通りが、公共施設に近いところとか駅周辺とかをちょっとピックアップして出すと20か所ほどということになります。その該当箇所を言いますと、例えば光風台の駅から光風台の大橋を通過して郵便局のほうに行く側の道に歩道部に8か所、それから国道477号、これも西地区ですが、ふれあい広場側の歩道からユーベルホールにかけての歩道部におおむね10か所というような状況となり、市との違いを言いますと、商店街がその3市はメインですので、夜間が商店街の中だと広告可能ですが、歩道となりますと街路灯のみですので、ちょっとなかなか歩行者見づらいついていうところもある

ります。それが一つ目の課題かなと。それから二つ目が、豊中市や高槻市等を見ますと、やはり一日当たりの想定人口というか、その広告を見るかなという人口がやっぱり豊能町と比べるとかなり少ないのがありますので、広告としてまず成り立つのかなというのが二つ目の課題です。それから三つ目が、これが一番大きいのかなと思ってるんですが、その広告専用の蓋への交換がやはり出てくる可能性が強うございまして、近隣でもそういう形になっております。その交換する場合一基当たり大体15万円程度かかるということで、その費用を広告される方のほうが負担してくれるかどうかというところもありますので、それに合うような費用対効果というか、そういったものがあるのかどうかというのも問題となる、町が負担するというほうも含めるとなかなか難しいところもありますので、この御提案は難しいのかなということで現状考えております。

以上です。

○議長（永並 啓君）

中川敦司議員。

○4番（中川敦司君）

そうですか。実際このマンホール蓋の広告をやっているところの使用場所、場所は歩道と、たくさんの人が歩かれるようなところに限定になってますというところで、豊能町では難しいのかなというふうな回答でございました。残念ですけど仕方ないですね。

そうしましたらまた別な形の、また次また紹介をさせてもらいたいと思いますが、熊本県宇土市におきましては、図書館の雑誌スポンサー制度、そういったものを導入されているようでございまして、この雑誌スポンサー制度っていいものは、図書館に設置する雑誌の購入代金、これを負担を

していただくことでその雑誌の透明のビニールカバーというのがあって、それに広告、購入代金を負担していただいたところの広告を表示するっていう、そういうふうな制度なんですけども、豊能町でもこういったことをやってみたらどうかと思います、いかがでしょうか。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

仙波こども未来部長。

○こども未来部長（仙波英太朗君）

おはようございます。

議員がおっしゃいます雑誌スポンサー制度あるいは雑誌オーナー制度は、図書館で受け入れる雑誌の表紙に企業名を表示する代わりに購入費を負担していただくという制度でございます。大阪府内の公立図書館でも導入され始めました平成24年頃から本町の図書館でも何度か検討は行っております。しかし雑誌スポンサー制度はスポンサーが永続的に付いてくれるものではなく、また営利企業であるために費用対効果が見られない場合についてはすぐに撤退してしまいます。また本町の場合は町内の法人数も限られておりますため、本町の図書館職員の事務量と費用対効果を検討した結果、現在も導入はしておりません。ただ、制度としてこういうスポンサー制度というのはとってないんですけれども、個人から継続的な支援を受けて受入れをしている雑誌のタイトルが複数ございます。これまでも7名の方から支援を受けて、現在も3名の方が継続して支援を行っていただいております。直接本町の図書館に納品される雑誌もありまして、結果としてはスポンサー制度の個人版という形で図書館の運営に御協力をいただいている状況です。現状、個人の方からは雑誌のほかにも多数の図書館資料の御寄贈をいただいております。利用者の

皆さんに支えられる図書館を目指して豊能町だからできる図書館活動を利用者とともに展開していきたいというふうに考えております。

○議長（永並 啓君）

中川敦司議員。

○4番（中川敦司君）

御答弁ありがとうございます。

実際、広告を載せるという形じゃなくて個人の方から寄贈をいただいていると、それすばらしいことやなと思いますけども、全てが全てじゃないと思いますけども。実は今回、宇土市この雑誌、これにつきまして金額全部、月間とかいろいろ書いてますけども、こんなんの数入るとかなりの金額に上るかな、雑誌だけでも相当な金額になるのかなと思いますが、そういったことを広告載せるというふうなことで賄っているというか、非常に私はすばらしい取組かなと思いました。なぜ私がこういうことを図書館でやったらどないやっていうふうに言わせていただいたのかというその背景がありまして、実は今回9月の決算特別委員会、それでいろいろと決算審査をしていく中で図書館の話になって、そこで物すごく財政厳しいと、そういうふうな中努力されているという、そういうお話を聞かせていただいた、それがきっかけとなってこういうことやったら少しは財政ちょっとは助かるん違うかと思って言わせてもらった次第でございます。今後やれるかどうかは別にしまして、こういう事例もあるということでもまた今後も検討していただければと、そのように思っております。

そうしましたら次の項目に移らせていただきます。

次、山形県の西川町におきましては、実は役場の組織の中にかせぐ課という、そういう変わった部署がありまして、このかせ

ぐ課という部署におきましては関係人口の増加を図るためデジタル住民票の販売、そういったこともその仕事の中でやっておられるわけございまして、業務の中で。このデジタルの住民票を購入した場合どうなるのかっていいますと、この西川町の町内での温泉を使えたりとかコワーキング施設、こういったものが利用できると。またこの西川町の町長が参加されるミーティング、オンラインコミュニティかな、そういうふうな会議に参加ができて、その西川町とのつながりを深めることができる、そういった取組として、このデジタル住民票というものを発行しているようでございます。豊能町も参考にしてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

入江総務部長。

○総務部長（入江太志君）

お答えいたします。

山形県の西川町では、町長は先ほどおっしゃいましたが国の経歴をお持ちで、内閣官房デジタル田園事務局出身の経歴をお持ちということを伺っておりますが、そこは企業と連携をして自治体初のNFTのデジタル住民票を発行して、初回の発行では1,000枚のデジタル住民票を募集したところ、これまだ金額が1,000円という金額をつけて発行されていらっしゃるようですが、最初1万3,400件を超える応募があったということで、今回2回目もこの11月に住民票1個3,000円での販売を行っているとお伺いしております。このデジタル住民票を購入するとオンラインコミュニティに参加できたり西川町の温泉施設を利用できたり、またコワーキングスペースが何回も無料で利用できるというものでございます。このNFTにつきましては、デジタルの唯一無二の資

産価値を付与しておりまして、新たな売買市場を生み出すものとお伺いしております。これが唯一無二の資産ですので、その分が例えば売買でその価値が上がっていくとか下がっていく、そのようなものを発行されているのかなと思っております。本町におきましてはこのNFTを利用した取組といたしましては、大阪・関西万博の2025、関西万博2025の気運醸成及び北摂地域の魅力発信による域内への誘客・回遊促進を目的に、北摂の自治体と連携いたしまして、観光スポットなど20か所を巡るデジタルスタンプラリーをこの10月13日から来年の3月31日までの期間で実施しているところでございます。この参加方法にいたしましてはEXPO2025デジタルウォレットのアプリをダウンロードしていただき、各自治体に2か所ずつ設定されたスポットを訪れ、2次元コードを読み取るとオリジナルのNFTが取得できる仕組みとなっております。豊能町内では2か所ということで、ただいま能勢電の妙見口駅、志野の里にこの2次元コードの掲示をしておるところでございます。西川町のデジタル住民票のNFTの発行の取組といたしましては、町に興味を持っていただき足を運んでいただくことを通じて交流人口、関係人口の拡大につながっており、デジタル住民票を発行したNFTの価値、発行した今後がどのようなものか注目しながら本町としても参考にしてみたいと思っております。この西川町、私もちょっとホームページで見させていただいたんですけど、本町より町人口規模は小さい町と認識しております。やっぱり主要観光資源の温泉があるという、ちょっと観光資源もお持ちなのかなというところで、本町のそういう大きい観光資源はございません。なのでそのような取組をまず、そういうブランディング化でありますとか観光

誘致ができるものにまず取り組む必要があるのかな、その上でこのようなデジタル技術を活用した取組もできるのではないかと、このように認識してございます。

○議長（永並 啓君）

中川敦司議員。

○4 番（中川敦司君）

御答弁ありがとうございます。

観光資源という、豊能町の一番弱い部分かなというふうなことが、今、御答弁ございましたけども、そういった意味では次の質問も同じような回答なのかもしれませんけども、あえてやらせていただきます。

岩手県の花巻市におきましては、花巻市という現地を訪問された方、その訪問中にふるさと納税ができる旅先納税制度、そういったものを導入されておきまして、この旅先納税をすることで電子商品券、そういったものをその場で入手できまして、その地域内の加盟店ですぐに利用できる、そういうふうな制度でございまして、豊能町も参考にして、こういったことをきっかけにまたさらにふるさと納税の増額を図っていくというふうな取組にしてはどうかと思いますがいかがでしょうか。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

入江総務部長。

○総務部長（入江太志君）

お答えいたします。

岩手県の花巻市では岩手県内で初めてとなる旅先納税が導入されました。旅先納税は旅行前、旅行中にその市町村へふるさと納税ができる制度であります。旅行前だけでなく旅行中にも来られた方がふるさと寄附を行うことにより、電子商品券がその場で発行され、すぐに花巻市内の加盟店で利用することができる仕組みであると認識しております。花巻市では32施設の温泉宿

泊施設、飲食店、その他観光施設などで利用でき、例えば寄附額としては5,000円から50万円までの9種類の設定があるようでございます。旅先納税につきましては5年前から岡山県から始まった仕組みであり、北海道から鹿児島県、沖縄県など多くの観光客が訪れる自治体に導入されているようでございます。観光資源の少ない、先ほどの答弁も重なると思いますが、本町におきましては観光資源が少のうございますので旅先納税の制度の導入は費用対効果の面からも難しい面があるかと思いますが、今後ふるさと寄附の返礼品の多様性、交流人口の拡大にもつながるメリットがあると考えておりますので、今後のふるさと寄附返礼品の取組の参考にもしてまいりたいと思っております。

○議長（永並 啓君）

中川敦司議員。

○4 番（中川敦司君）

やはり先ほどの西川町の話、そしてから花巻市、この取組にしても、まずはやはり観光の資源、そういったものをしっかりと確立をしていく、そこからのスタートというふうなことで、そういった意味で来年3月期待しております。道の駅じゃないけども、そういう方向性の、やはり豊能町の活性化というか、そういったこともやらないことにはこういったことをやっても意味ないでしょうねみたいなそういうふうな感じだと思いましたんでね。次3月、私、町長期待しておりますんで、あえてここでは聞きませんけども、どうかよろしく願いを申し上げまして私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（永並 啓君）

以上で、中川敦司議員の一般質問を終わります。

議場換気のため暫時休憩いたします。再

開は午前10時30分といたします。

(午前10時17分 休憩)

(午前10時30分 再開)

○議長（永並 啓君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、小寺正人議員を指名いたします。

小寺正人議員。

○9番（小寺正人君）

9番・小寺正人でございます。

10月29日、川上議員がお亡くなりになりました。私は1期目、2期目と川上議員と同一会派に属しておりまして、ちょうどその頃は格安航空LCCの黎明期に当たりましたので、とっても安く遠くまで行ける機会を得たので、北海道とか日頃から行けない九州とかもばんばん行った、一緒にね。北海道から九州まで数多くの地を御一緒に飛び回った思い出があります。川上議員は皆さん御存じのとおり戦後生まれ、団塊の世代、昭和22年から第一やね。団塊の世代の人で、典型的な、わんぱくでやんちゃでありました。何事も恐れず形にこだわらない、そして行動力のある方でしたので、どういうわけか人から好かれやすく、すぐに相手と仲よくなれる不思議な力を持った人でありました。特に天下国家を語ることが自分の夢だと、そう、あれは橋下徹知事が豊能町にやってきてユーベルホールでお話をしたときに、橋下徹知事にぬけぬけと言ったのけたことを、記憶に残る大演説をされたなど、本当に味わいのある稀有な存在であったと思います。川上議員の御冥福をお祈りいたします。

それでは本題に入りまして、2024年は選挙の年、こう言われておりました。最近では兵庫県で斎藤元彦知事がパワハラおねだり疑惑をかけられまして、兵庫県議会から全会一致、81対ゼロでしたか、不信任決議を突きつけられた結果、斎藤知事は失職を

選ばれて出直し選挙を行われました。そのときにテレビを見てましたら、斎藤知事が失職して県庁を去るとき誰も見送りしないと、誰からも見送られずに1人寂しく退庁される姿がとても印象的でした。こんな状態では誰もが、こんな当選するはずないだろうと思っていました。ほとんどの人がそう思ってたと思います。あにはからんや選挙結果は、斎藤元彦さんが11月17日投開票日において、開票率ゼロ%の段階で当選確実が出るというびっくり仰天のゼロ打ち大逆転劇の勝利を収めたわけですね。それで翌々日から、しばらく、まだちょっと揺れてるみたいですけど、印象と実物が何かかけ離れたような感じだったなという印象を私としては持っております。この選挙を通して、2点ほどちょっと疑問についてお伺いしたいと思います。

一つはやっぱり最近の傾向かもわからんけれど、選挙妨害、わざわざやってきて目の前で旗振って妨害するとか、それからSNSで誹謗中傷なんかすることが横行すると、そういう何か傾向がありますね。これについて公正な選挙を行うための取締りという違反行為の取締りは選挙管理委員会が担っているのか、それとも警察が担っているのか、それとも両方が担っているのか、どういうふうにその選挙管理委員会考えておられるかちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

入江総務部長。

○総務部長（入江太志君）

お答えいたします。

公職選挙法におきましては、第252条の第1項、第2項で、当選を得ない目的を持って、公職の候補者に関し虚偽の事実を公にし又は事実をゆがめて公にした者に虚偽事

項公表罪が適用をされます。また、公職選挙法第225条第2号では候補者のウェブサイトの改ざん等、選挙に関し不正の方法をもって選挙の自由を妨害した者は、選挙の自由妨害罪が適用されるところでございます。また事案の態様によっては公職選挙法だけではなく、刑法の名誉毀損罪や侮辱罪、不正アクセス行為の禁止等に関する法律の不正アクセス罪等にも問われることがございます。これらの操作や摘発は警察が行うこととなりますが、疑わしい事案につきましては選挙管理委員会事務局が、疑わしい事案を選挙管理委員会の事務局が把握した場合は警察と緊密に情報連携を取りながら対応、対処することとしてございます。

○議長（永並 啓君）

小寺正人議員。

○9番（小寺正人君）

私ごとでありますけど選挙でポスターが8枚ほど破られました。破られた、自分ではそう思ってる。風が吹いて破れたん違うかというふうな言い方をおっしゃる方もおられましたけど、実際に朝早く行って、貼り直しに行かないかんから行って、べたっとついてるもんがはがれるはずがないということで、一度実験してみることはできへんかということで、当時総務部長さんやっただかな、言ったことがあると思いますけどね。あんなもんは誰が取り締まるんやろうと、不思議に思ってたんですよ、実は。でも警察に行ったら、あんなんは選挙管理委員会がやるでしょうって。選挙管理会行ったらあれは警察がやるんじゃないですかって、たらい回しなこと、そういう記憶があります。たった5日の選挙だから、もうそんなこと言うてる間に選挙が終わってしまうので、早よ直して早よやったほうがいいので、そのときはもう何もしませんでしたけどね。何とか公正な選挙を妨げる行為を、

何か取り締まってほしいなと、そのときはそう思いました。

それでも一つ、斎藤知事のおねだり疑惑やとかパワハラ、それを訴えた方がおられて、もうすぐにわかったみたいですね。すぐにわかって何か副知事が本人のところへ出かけて、取り調べいうたらおかしいですけど、それに近いことをやられたみたいですね。それでその公益情報、それから内部情報通報制度っていうのがちょっと話題になりまして、しばらくの間。これについても、私これは選挙の話じゃないけど、アルバイト行ってたときに、民間の会社が企業の社会的責任という、CSRとか、それからこういう内部情報通報制度はここへ訴えてくださいという冊子をアルバイトの人に全部渡して、これを運用に努めてたように思います。それで一度、一般質問でも内部情報通報制度をどのように運用されているのかお聞きしたいと思います。豊能町の運用はどうされてるかという。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

入江総務部長。

○総務部長（入江太志君）

お答えいたします。

本町では現在、公益通報や内部通報の窓口は設置しておらない状況です。制度の運用につきましては消費者庁のほうから、公益通報者保護法を踏まえた地方公共団体の通報対応に関するガイドラインが出ているところでございます。これを基に、もしそういう事案等々ができれば対応していくことになるかと思っております。この中では、公共団体においては、組織とか人員等で設置できない場合も踏まえた場合の対応も書かれております。本町としては、そういう場合があったときは、顧問弁護士、あるいはガイドラインでは大阪府も助言、協力と

いうことをうたっておりますので、そのような関係機関と対応、協議しながら対応していくことになるかと思っております。

○議長（永並 啓君）

小寺正人議員。

○9番（小寺正人君）

10年ほど前になりますか、一般質問で取り上げたときは、内部に通報するようになっているという答弁をいただきました。内部じゃ駄目なんちゃうのと、上に上がっていったら自分たちに都合の悪いやつは握り潰したらしまいじゃないのと、そのときはそう思いまして、それはやっぱり外部に、弁護士事務所に委託してるというケースが多いみたいです。だから訴えられている人も訴えられてる事実さえはわからないという状態で運用されているみたいです。実際に運用というか、訴えられた、訴えてくる人がどこへ訴えていたんですかね、豊能町。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

入江総務部長。

○総務部長（入江太志君）

お答えいたします。

この外部通報で訴えた事例というのは、私はちょっと把握してございません。ですが、内部でしたら、一般的には例えば、人事部門とかに御相談があるのかなと思ってございます。それを受けたとき、例えばそれが上司とか上部の者のある場合は、通報者の保護も大前提でございますが、どのように対応するかというのは、先ほど言いましたように、弁護士でありますとか、大阪府とかに相談しながら、慎重に対応する必要があるかなと思っておりますが、まず通報は適切な内容なのか、どうかというのも判断しないといけないですし、その後また調査というところが出てきます。小さい町ですので、その辺りをどのようにしてい

くのかというのは課題かなと思っております。すぐにそういう形でわかったりすることがございますので、その辺りは、もしそういうことがあれば弁護士、あるいは大阪府と対応を協議しながらということになるかと思っております。

○議長（永並 啓君）

小寺正人議員。

○9番（小寺正人君）

訴えるところがやっぱり上司だったら、知らない間に何事もなかったように潰されているということもわからん程度になるんじゃないかなと僕は思いますけどね。だからやっぱりちゃんとした、ここへ訴えてくださいというところをつくっておかないといけないんじゃないかなと思います。

今もおっしゃったように、その情報が事実であるとなったら、今度は戻ってくるわけですよね。それで一体、公益情報であるというのを認定しないと保護もできないですよ。怪文書を出しておいて保護してくれと言ったら、それはおかしいから、だから第三者に渡して、そこが認定したら、今度権限を行使するのは豊能町の町長名か何かできっとやらなあかんと思うんですけど、それはここですとか、それもできていないんですよね。できてますか。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

入江総務部長。

○総務部長（入江太志君）

お答えいたします。

実際、今、窓口を設置してないということをお答えしたと思いますが、その流れも含めて、まずはガイドラインに沿った対応を踏まえて、弁護士さん、あるいは大阪府と協議をしていくことになるかと思いますが、取扱いには慎重にするべきかなという認識でおります。

○議長（永並 啓君）

小寺正人議員。

○9 番（小寺正人君）

そのときに名前がばんと出て、個人情報
が表に出て、訴えた人が逆に懲らしめられ
ると、懲らしめてもらいたいのに逆に懲ら
しめられるということがないように、ちゃ
んとこの機会につくっておかないといけな
いと思いますが、いかがでございますか。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

入江総務部長。

○総務部長（入江太志君）

今回の兵庫県の事例等々、また成り行き
がどういうふうに展開していくかわかりま
せんが、本町でもそのような事案が出たと
きの対応はどうするのかというのは、ちょ
っと内部で検討して、他団体の例も参考に
しながら検討する必要があるのかなと思っ
ております。

○議長（永並 啓君）

小寺正人議員。

○9 番（小寺正人君）

実際にそれを担当している弁護士事務所
もたくさんあるから、御相談に行ったら、
多分そっちがつくってくれると思いますか
ら、ぜひ準備だけはされたほうがよろしい
のではないかと私は思います。

次に、日本の総理大臣が新しい人になり
ました。石破茂内閣総理大臣になりました
けども、何て言うのか、自民党の総裁選挙
のときに言っていたことを全部ことごとくひ
っくり返して、もうすぐに解散総選挙に打
って出られました。結果は10月27日、自民
党、公明党、与党の過半数割れを起こして
しまったというのは皆さん御存じのことだ
と思います。そのときに漁夫の利を得たの
か、国民民主党が手取りを増やすというキ
ャッチフレーズで躍進しました。その結果、

政権を維持するために国民民主党が自分た
ちの公約を実現してくれるなら協力しても
いいよというような感じで、今進んでるよ
うに、今、新聞やテレビで出ているのが何
だったかという、103万円の壁、106万
円の壁、130万円の壁、178万円までにしたら
どうかと、そうしてもらいたいという希望
を出されて、自民党のほうで103万円の壁は
取り払うと、そこまでですよ。というの
は、実際にいろんな作業が多分あるからで
しょう。そこでどこに落ち着くかわかりま
せんけれど、その103万円の壁とか、106万
円の壁とか、130万円の壁、これを取っ払っ
たら手取りが増える。これは事実のようで
すけども、一方で、地方の知事がこんなこ
とをしたら地方税の税収が減って、何千億
円というお金が減って、地方の自治体の財
政を圧迫しますよという問題提起するなど、
報道が行きかっているわけですよ。それ
で、豊能町も御多分に漏れず、103万円の壁、
106万円の壁、130万円の壁とか、そうい
うのをもし実現しはったら、当然従わなあか
んから、その結果、自分たちの財源が毀損
するという可能性があるわけですよ。ど
れぐらい毀損するのか、減るといえるのか、こ
れぐらい減るから、多分、政府に対してち
ゃんと補填してよという言うていかなあか
んはずですよ、これね。一応、103万円の壁
とかを取っ払っていったら、どれぐらい地
方税が減るのか、要するに豊能町として一
番大きいのが住民税だと思うけど、年金は
関係ないからね、自分のところはもらって
ないから。だから自分らが住民に対してこ
れだけ払ってくださいよと言って、払って
もらう立場にあるわけですから、どれぐら
い地方税が減収になると見積もっているの
か、わかる範囲で結構です。教えていただ
けますか。

○議長（永並 啓君）

すみません、小寺議員、先ほど質問の中で、漁夫の利という言葉が使われていますが、選挙結果の中で有権者が投票して選ばれているんですけども、そこで漁夫の利という表現をそのまま使われますか。

○9番（小寺正人君）

どう言ったらいいでしょう。

○議長（永並 啓君）

投票された結果として、そういう表現はあまりされないほうがいいのかなという、有権者の判断で結果がそうなったわけですから。

○9番（小寺正人君）

そうですね。それが実現されようとしてるから。良かったねという話ですけど、こちらは良かったにはならないんじゃないのという話です。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

入江総務部長。

○総務部長（入江太志君）

お答えいたします。

先ほどの103万円の壁の本町の影響額の御質問だと思うんですが、本町も試算を試みようとはしてるんですが、やっぱり設定条件と対象者といろいろ処理をしないとイケませんので、時間を要している関係上、試算はできておりません。

ですが、11月21日に大阪府の知事は、粗い試算だと思いますけど、大阪府内の影響額、報道で言われております、大阪府は3,000億円の減収になるということが言われております。そのうち、大阪府の地方では約960億円の減収、残り約2,000億円が府内市町村の減収になるというような、逆算すればそのように捉えられるんですが、そのうち、その中で本町にどれだけの影響があるのかというのは、これは大阪府に一応確認はしたんですが、ちょっとそこまではわ

からないと、粗い試算だったのではということとでございました。

今、本町の町民税、当初予算では約7億9,600万円ほどの予算を計上してございます。これは減税影響額が入っておりますので、それを戻すと約8億7,000万円程度の町民税がでございます。このうち幾ばくかはこの影響は出てくるであろうと、結構大きな影響が出るのではないかとということで、ちょっとその懸念はしてございます。この補填措置も、地方は補填措置は必ずということと言っておりますが、本町もたがわず、もし減収となれば、交付税措置、あるいは何か対応をしていただけるというような思いでございます。

○議長（永並 啓君）

小寺正人議員。

○9番（小寺正人君）

何か計算が難しいらしいですね。難しいので、やっぱり専門家が1年かけてやるんですかね、今年度はもう間に合わないから、国の予算がね、予算委員会が1年かけてやるそうです。ただ、住民にとっては多分、手取が増える、それは間違いない。それによって自治体がやっていかれへんようになるのも困ると思いますので、一応これぐらい影響を受けそうだというのは早いうちに入手されて、対策をどう取っていいのかわかりませんが、対策を取ってもらいたいと思います。

次に行きます。皆さん、僕も初めて知ったんですけど、トクリュウという言葉聞いたことはありますか。大概の人は知らないと思います。というのは、2023年、去年の7月に警察庁がSNSを通じて募集する緩やかな結びつきで離合集散を繰り返す集団を定義した犯罪組織が増えている。トクリュウのトップというのが、トクリュウでの流動型犯罪グループのことを指すと、こ

れが盛んにテレビに出てくるんですよね。この人たちの犯罪は、自分たちが何者であるかわからない、仲間でもわからないと、匿名性の高いSNSなどで実行役を集めて特殊詐欺などの犯罪を行う集団、こういう集団が出てくる。特殊詐欺にとどまらず、この数年、全国で発生している。特に強盗、強盗殺人、このような凶悪事件を引き起こしているというのがこのトクリュウという組織だそうです。

豊能町でも起きているのか、どうかですけど、私の知り合いの人が、1か月ぐらい前からこれ見てとか、見せてもらった、夜中に来て、家の周りをうろついているんです。そんな人知りませんと、知らん人ですよと、これがそうなのかということを初めて知ったわけですけど、不審者が深夜に自宅周りを下調べしている、それが動画に映っているんですよ。気味が悪いから警察には届けたそうです。警察は深夜に必ず巡回はしてくれてるそうですが、何て言うか、豊能町みたいところまで、もうひょっとしたら入ってきてるのかもしれないと思うわけです。ほかの人に聞いたら、やっぱりお金持ちの人はちゃんと防犯カメラをいっぱいつけてるみたいで、外へ出ると、中で全部見れるんだって、外のやつがね。じっと見て、実際警戒はしてますと。こんな話がありましたとかおっしゃるんだけど、そんな話は画像が消えないうちに警察に届けたほうがいいですよと、届けたら巡回もしてくれはるし、ひょっとしたら、あちこちで人が、広域でやってるといろんな警察から情報が集まってきて、それを未然に防止できるんじゃないのと、これは私の意見ですけど。多分、この中にお知り合いの方だと思うんですけど、これは2年かな、2年か3年前にオレオレ詐欺に遭いましたという方がおられて、警察にちゃんと届けた

ら、受け子と呼ばれる人が来て、光風台2丁目の人です。捕まりまして、感謝状をもらいましたと、感謝状を家にぼんと貼ってあるから。若い人が受け子になってきてると、逆に言うたら、捕まってかわいそうになと思いましたとかおっしゃってましたけど、何かを知らないような若い人が罪の意識もなく、あっても見つからないだろうというのか、それかがんじがらめになってやられているのかもしれないんですけど、そういう事件がもう既に豊能町で発生しているということであります。そういう情報は警察から入ってるんでしょうか、豊能町は。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

入江総務部長。

○総務部長（入江太志君）

お答えいたします。

その特殊詐欺の件の情報共有ですが、事案が本町あるいは近隣とかで発生した場合、例えばたんぽぽメールとかで、先日多分1件流させていただいたと記憶しておるんですが、そういう注意喚起は呼びかけてございます。当然、警察からの情報提供があつての話と認識はしてございます。

ちなみに、先ほど豊能町での件数とかいうのを聞きされていた、一般質問で出ていたのでお伝えいたしますと、令和5年度では、認知件数は5件ございました。被害額が約500万円でございます。令和6年10月までの状況でございますが、認知件数は1件、被害額が約100万円弱ということで聞いてございます。

○議長（永並 啓君）

小寺正人議員。

○9番（小寺正人君）

とにかく、こういう安心・安全を脅かすような、老人、弱いところ必ず狙ってくるので、それも下見をしてきているということ

らしいので、ちょっと注意喚起するようなことをしておいたほうがいいような気がしますけど、どうでしょうか。もう喚起はしているんですか。オレオレ詐欺は何か警察の人がティッシュ配ったりしているような気はするけど、どうなんですか。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

入江総務部長。

○総務部長（入江太志君）

特殊詐欺に関する各関係機関との連携や町民の皆様への周知、詐欺被害防止対策につきましては、これまでも悪質商法や特殊詐欺などに関する注意喚起をホームページ等で行ったり、豊能警察や豊能町防犯委員会と連携して研修会を実施してございます。

また広域では、この10月にも豊能・能勢の地域安全運動を展開するなど、地域ぐるみで注意喚起や啓発活動を行っている状況でございます。

○議長（永並 啓君）

小寺正人議員。

○9番（小寺正人君）

できるだけ啓発を、自治会にも何か協力してもらって、できるだけやっておいたほうが、わからずに引っかかってしまうとか、要はスマホを持ってATMに立っているのは全部オレオレ詐欺やとか言われてますよね。そんな簡単のところから、簡単というか、わかりやすいところから啓発してみたらどうでしょうか。

それでですね、次へ行きます。

何度もこれは維新の会としてもこれは見逃せないじゃないのということを、ちょうど3年前の5月だったかな。大阪府と豊能町が合同して、豊能町中長期財政シミュレーションが初めて出たのが3年前だったと思います。いやこんなものが出てるのかと、よくよくそれを僕らは見てるんですけど、

本当にこういうやつですよ、こんな感じで、印刷しようと思ったら自分でもできますので、豊能町の議員の人は多分知ってはると思いますので、これを御覧になって、一番新しいのが、これが一番新しい情報だと思うんですけど、何を言ってるかと言うたら、資金が枯渇しますよということを大阪府が言っているんです。ここにも令和12年度には財政調整基金が枯渇する見通しだと、収支、収支というのは1年ごとの入ってくるのと出ていくのとの差額が収支やね。収支も、ここでは令和7年度から全部マイナスになっていますと。だからマイナスがマイナスを呼んで、積み重なってくるからお金はいずれなくなる。このグラフで言ったら、棒グラフがなくなったところが資金が枯渇したところというあれだから、これを見るだけでも、言ってることがもう間近に起こるんじゃないのと、それが1年延び、2年延びたとしても、構造的というか、結果は変わらないですよ。プラスになることがないんだから。構造的な豊能町の問題じゃないのと僕は認識してるわけです。

要するに、今後の財政収支が、年齢区分、区分別人口と連動して町税が減少する一方、地方交付税の大幅な増額が見込めない中、社会保障関係費、物件費等が増加している厳しい見通しになっていると。令和6年度以降の収支不足が発生する見通しで、財政調整基金、令和3年度決算で13.3億円あるものが、令和12年度には枯渇する見通し、見通しだからなるかどうか、それはぴったり当たるかどうかわかりませんが、こう見たら絶対にその日、Xデーがやってくるということはどうも間違いなさそうなので、何とかそれを乗り越えてもらわんといかんと思うわけです。

令和14年度には、累積赤字が早期健全化基準を超えて、健全化団体、要するにイエ

ローカードをもらいますよと、そういう状態になると、ここで言い切っているんですよ。イエローカードにならなかったら、なかったで別に悪いことじゃないけど、それが1年延びたり、2年延びたりするだけじゃないのと僕は思っている。

健全化団体というのは何かというと、これが起こると、要する豊能町の好き勝手にはできなくなるんですよ。これしたらあかん、あれしたらあかん、これもできへん、あれもできへんで、もう何もできなくなるということが、もう近くまで来てるんじゃないのと、僕は思ってるから、何を言ってるかということ、一刻も早く財政非常事態宣言を発出して、住民にこのことを、この現状を住民に周知することが必要であると僕は思うんですけど、いかがですか。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

入江総務部長。

○総務部長（入江太志君）

お答えいたします。

人口減少、高齢化などがもたらす将来課題が市町村の長期的財政収支にどのような影響を与えるのか分析を行うとともに、その対応策として、さらなる広域連携や行財政改革の推進など、必要な取組について検討を行うために、大阪府では市町村を対象として、令和4年度から中長期の財政シミュレーションを、本町では大阪とともに作成しておるところでございます。

令和4年度の決算に基づきまして、令和5年度に作成した財政シミュレーションでは、人口の減少に伴う税収減、社会保障制度の増などにより、厳しい推計結果となっております。また、あるいは令和12年度には財政調整基金がほぼ枯渇し、収支額が5億6,000万円の赤字となっており、以降の収支額が赤字となる財政シミュレーションと

なっております。

本町は基金の取崩しによる財政運営を行っておりますので、厳しい財政状況に変わりはございません。その要因としては、本町は人口の分布が東西に分かれている地理的要因、また、人口急増期に整備した公共施設をそのままの規模で運営しておることから、人件費や維持管理費の運営経費が大きな負担となっている状況でございます。これはこれまでもそのような答弁をさせていただいているところでございます。

非常事態宣言を発令することにより、住民の皆様の混乱を招かないよう、そういった課題解決に向けて取り組むことがまずは最優先であると考えてございます。これは、広報等でも掲載しておりますが、現在、公共施設の再編に向けて取り組んでおると、また、西地区の学校施設の再編整備にも着手してございます。なので、それらのこと、施設の規模、施設の数を抑えて、建設事業費や施設規模を今後検討していきながら、施設維持管理費の将来負担を圧縮、あるいは減らすというようなことによりまして、持続可能な財政運営を現在目指していきたいと、このように考えてございます。

○議長（永並 啓君）

小寺正人議員。

○9番（小寺正人君）

今おっしゃっていたことがここにもちゃんと書いてあるんです。令和14年度の時点で累積赤字が早期健全化基準を超えて財政健全化団体に該当することになりますと、ちゃんと多分、みんなおわかりになっているんだろうと思いますけど、住民は多分知らないと思うので、何とかそれを知ってもらわんとあかんの違うかなというのが僕らの考えです。それを知ってもらったら、逆に来る人が、豊能町へ来るのはやめとこう

かというのが困るよねという話もあるかもしれないけど、知らなくて来て、すぐ破綻しましたと言われても、それも困るんじゃないのかなと、来はった人がね。だからやっぱり知らしめてほしいと、僕は個人的にはそう考えています。ぜひとも、もうなると言い切ってるから、グラフ見てももうなるのは時間の問題としか思えへんようなグラフが出てるので、何とか頑張っていただきたい、知らしめていただきたいということですよ。

それで、時間がないので一番最後の本町の公共下水道、この普及率はたしか99%超えていたと思うんです。めったにないような普及率なんです。そしたらし尿処理をもう早いうちに、すぐ明日にそれを閉鎖せいかとかそういう話じゃなしに、計画的に直営してるやつを、受注してる仕事もあるみたいだから、段階的にゆっくりと撤退していくと、直営から外部委託にして、何とか公共施設を縮小していかなあかんと、真っ先にこれをやってみたらどうかと思うんですけど、いかがですか。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

坂田都市建設部長。

○都市建設部長（坂田朗夫君）

お答えいたします。

公共下水道整備の普及に伴いまして、し尿処理の件数、量は毎年減少している傾向にあります。ただ、下水道処理区域外の地域が存在することや工事現場などの仮設トイレ、いわゆる臨時のくみ取りがありますので、今後も収集運搬を含め、し尿がゼロになるということはないと考えております。

議員のほうからし尿処理を直営から外部委託へとのことですが、大阪府内市町村のくみ取りし尿の収集形態を見ますと、令和3年3月時点でのデータですが、直営が約

18%、委託が約82%となっております。

本町のし尿くみ取りの状況なんですけど、くみ取りを実施している一般家庭と、あと事業所がございまして、令和5年度の実績で22件ございます。内訳としては、一般家庭が17件で、事業所が5件です。これらについては、東ときわ台とか光風台の可燃ごみの収集運搬の合間、毎週木曜日に直営で実施しております。また木曜日以外でも、先ほど申しました工場用の仮設トイレなどのくみ取り、臨時がございまして、その場合は随時対応しているという状況で、こちらについては、令和5年度実績でいくと月20件程度、年間でいうと100件程度はあるというような状況です。

それで、直営部隊やバキューム車がないほかの市町村、能勢町とか猪名川町などでは委託しているということで聞いております。その中でヒアリングを行いますと、収集運搬した実施日だけではなく、収集していない待機日も考慮した委託金額となっております。例えば生ごみの収集量のような単価に比べるとかなり割高で効率が悪いということで聞いております。

このようなことを踏まえまして、本町では清掃職員もおりますので、今後も直営で収集運搬していきたいと考えております。

以上です。

○議長（永並 啓君）

小寺正人議員。

○9番（小寺正人君）

もう時間がないので、一応我々、ずっと前から北海道のニセコ町というところに行きまして、面白いというか、予算説明書というのを発行しているんです。毎年、全戸にこれを配布してると。持ってはる人も何人かいてはると思いますけど、これだけ作って500円ぐらいでできるみたいです。ぜひ検討してみはって、それと見本市に行った

ときにこれを使ってARで何かうまいこと
できへんかと相談したら、できますよと言
ってくれてるので、それも何か地方の活性
化のためにARも考えていったらどうでし
ょうかということで、もう時間が終わりな
ので、終わります。

○議長（永並 啓君）

以上で、小寺正人議員の一般質問を終わ
ります。

この際、暫時休憩いたします。

再開は、午前11時30分といたします。

（午前11時19分 休憩）

（午前11時30分 再開）

○議長（永並 啓君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、管野英美子議員を指名いたします。

管野英美子議員。

○6番（管野英美子君）

皆様、こんにちは。6番、無所属の管野
英美子でございます。

議長に御指名をいただきましたので、一
般質問をさせていただきます。理事者の皆
様、わかりやすい簡潔な答弁をよろしくお
願いいたします。

さて、川上議員が10月29日にお亡くなり
になりました。議員になる前、13年間傍聴
していきまして、議員にならんかと聞いてく
ださいました。議員になって11年、いろい
ろと教えていただきました。本当にお世話
になりました。議場では、私が中学校の給
食の残渣が多いことを質していると、ちょ
うど板倉教育長が校長先生のときです。最
大残渣37.5%、入江部長がとても困った答
弁をされていました。そんなときに、もう
給食やめてしまえ、弁当にせいと、作って
やれとやじられたり、災害時にシートスマ
で毛布を持って走っていきますと言うと、
議員はあかんで、毛布は寄附になるでと面
白いやじも飛ばしていただきました。もう

その声が聞こえなくなると思うと寂しい気
持ちでいっぱいです。改めて御冥福をお祈
りいたします。そして、川上議員の分まで
頑張ります。

1番目の質問は、川上議員追悼特集とい
いますか、発言の責任を取ってくださいと
いう質問です。

川上議員は、令和2年10月会議、子育て
世帯の増加策を示すことと、東西どちらの
学校にも行けるような選択を条件に基本設
計を賛成討論され、設計費用が可決しまし
た。中川議員もそうです。川上議員は3月
議会で通学区域の質問を通告されておられ
ましたが、体調が悪く、登壇できませんでした。
その後、私が6月の一般質問で通学区
域の質問をして、通学区域審議会は次年度、
令和7年度に開催との答弁がございます。
いろいろな面で間に合わないと思うので
すが、会議の詳細、日程、回数、委員構成を
お聞かせください。ただ、最初の日程と最
後結論が出るこの日をお聞かせください。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

仙波こども未来部長。

○こども未来部長（仙波英太郎君）

本町における通学区域審議会は、高山小
学校が平成17年3月に閉校する際に伴い開
催されました。そのときは、平成16年7月
に審議会を開催し、翌月8月に教育委員会
宛て答申がなされています。

高山小学校の事例につきましては、当時
の状況から、通学区域についてはある一定
限られた部分があり、審議会も短期間で答
申が提出されていますが、今回の義務教育
学校整備につきましては、町内全域にわた
る4小2中の通学区域を定める必要があり、
審議にも時間を要すると考えられます。

以前答弁いたしましたとおり、遅くとも
令和7年度の当初には開催する必要がある、

議論の内容によりましては複数回の開催が必要と考えています。

通学区域につきましては、保護者への周知期間も考慮する必要がありますので、遅くともその年の夏頃までには、方向性を決定し、周知する必要があると考えています。

なお、豊能町立小・中学校通学区域審議会とは、教育委員会の諮問に応じて、町立小学校及び中学校の通学区域について調査、審議し、意見を答申するものです。

審議会の構成は、審議会の規則に基づき、委員12名以内で組織することとしておりますが、現在のところ、学識経験者や学校の代表、地域の方、保護者の方等で構成する方向で考えています。

○議長（永並 啓君）

管野英美子議員。

○6番（管野英美子君）

そこで、昨日の池田議員のクラブ活動の質問です。校区を一つにしたらある程度解決できる問題なのかなとも思います。また東地区の方も西地区の学校に通えることを楽しみにしている人もいます。校門までは親の保護者の責任です。もしそれがかなわなければ転居するという人も知っています。先生の数の問題もありますから、早急に決断していただきたいと思います。

川上議員や中川議員が条件をつけて賛成されたこと、議会だよりも書きましたけれど、6対5の僅差で2小2中が決まった瞬間でもあります。そういう条件をつけて賛成されたことを重く受け止めてほしいと思います。

この点について、どのようにお感じですか。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

仙波こども未来部長。

○こども未来部長（仙波英太郎君）

議員の御意見については、重く受け止める必要があると考えています。

ただ、本町の通学区域につきましては、先ほども申し上げましたが、この通学区域審議会におきまして議論を重ねて答申をいただき、最終的に教育委員会で決定したいと考えております。

○議長（永並 啓君）

管野英美子議員。

○6番（管野英美子君）

それでは1点確認をさせていただきます。今、昨年生まれた子どもの数が4です。このままだと複式学級ができる。今年度何人生まれるかわかりませんが、その複式学級が2つできたら統合も考えるという、その考えは今も変わりはないですか。確認させてください。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

仙波こども未来部長。

○こども未来部長（仙波英太郎君）

複式学級が2つできるような状況になれば、学校の方向性についてもう一度考えるということで、教育委員会としては考えているというふうに認識をしております。

○議長（永並 啓君）

管野英美子議員。

○6番（管野英美子君）

ジェンダー平等といいますか、この4人の中で、男子が3、女子が1です。この点も少し心配です。吉川小学校で、男子2、女子8というのを私は見えていますから、これも川上議員が言っていた子育て世帯が増える施策を示せていない。当年度中にとおっしゃっていたので、令和2年度中にということがあれば、もう少し生まれていただろうと思います。ずっと10名ぐらいで子どもの数が推移してたと思いますが、この4という数字は驚きです。

子どもを増やす施策をいま一度考えていただきたいと思います。これは要望しておきます。

そして2番目の質問です。令和8年4月、新光風台の児童の通学のことです。通学バスのことは、昨日の寺脇議員、以前秋元議員が確認されていますし、重い教材の置き勉ということも聞いていただきました。まず令和8年4月、新光風台の児童、特に低学年は何人いますか。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

仙波こども未来部長。

○こども未来部長（仙波英太郎君）

令和6年4月現在で、光風台小学校の1年生が21名、2年生が39名いらっしゃいます。その中で新光風台在住の方が何名かというのは、詳細には把握できませんでした。それに来年度の1年生を加えた数になるので、その大体約何割かが新光風台在住かというふうに考えております。

○議長（永並 啓君）

管野英美子議員。

○6番（管野英美子君）

通告しているんで、しっかり調べていただきたいなと思います。私、毎朝見守りをしていて、光風台小学校が今、200人を切っているんですけども、大体100人ぐらい来ているのかなと思っているので、この半分ぐらいだと勝手に思っておきますが、後で正しい数字をください。

10月の終わりに、1年生を先頭に、全学年ユーベルホールまで歩いて行けました。30分かかったそうです。手ぶらです。重いランドセルを背負って、吉川中学校のところまで歩くと40分から45分かかるといいます。それでも頑張って歩けということでしょうか。今は寒いので、歩いたら体が温まるかなと思いますが、やはりランドセルは

重いと負担になると思います。バス通学の体力低下も心配ですが、買ったのに誰も乗らないふたば園のバス、小学校の登校の時間が早いので、空いているひかり幼稚園のバスもあります。近年の異常なまでの暑さ、5月の中旬頃から10月ぐらいまで期間限定でよいので、バス通学を考えてはと思いますが、お考えをお聞かせください。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

仙波こども未来部長。

○こども未来部長（仙波英太郎君）

児童生徒の通学距離につきましては、小学校4キロメートル、中学校6キロメートルと法令に規定されています。ただ、小学校低学年の児童と高学年の児童では体力に違いがあるということ、また、本町の通学路は起伏が激しく、特に低学年の子どもには負担が大きい、また議員がおっしゃったとおり、夏場の気温がここ数年は異常に高くなる気候状況の変動など、通学についても一律に法令どおりにはいかない状況であることにつきましては認識しております。

町の費用負担につきましては、財政的な面から、現状では難しいと考えております。しかし、先ほど申し上げましたとおり、児童生徒の通学につきましては、個々の事情により対応することが大切であると考えておりまして、全ての児童生徒が安心・安全に登校できるよう、引き続き検討していきたいと考えています。

○議長（永並 啓君）

管野英美子議員。

○6番（管野英美子君）

通学バスの検討をしていただけたということなんですけれど、結論はいつ出ますか。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

仙波こども未来部長。

○こども未来部長（仙波英太郎君）

現在検討している最中ですので、いついつにということは今ちょっと申し上げられませんが、当然、通学の方法ということで、令和8年4月の通学には、それまでには保護者に周知をきちっとできるような形で考えたいというふうに思っております。

○議長（永並 啓君）

すいません、遅くともいつまでは出ますよね。それだったら。

○こども未来部長（仙波英太郎君）

すみません、遅くとも来年夏までには結論を出したいと考えております。

○議長（永並 啓君）

管野英美子議員。

○6番（管野英美子君）

学期に1回の引渡し訓練は個人でしょうが、一斉下校などは登校班で帰ります。学校の方針になると思いますが、登校班はつくるのですか。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

仙波こども未来部長。

○こども未来部長（仙波英太郎君）

現在、西地区の義務教育学校の通学につきましては、学校運営協議会の通学路等安全対策部会におきまして、今、通学方法や登校班をどうするかについて検討をしています。

今後、保護者の方や地域の方と検討を進め、決定してまいりたいと考えています。

○議長（永並 啓君）

管野英美子議員。

○6番（管野英美子君）

今の答弁だったら、通学バスを導入するにしても、学校運営協議会の通学班、そこにもかけていくということですか。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

仙波こども未来部長。

○こども未来部長（仙波英太郎君）

通学バスを導入するかどうかにつきましては、町教育委員会、若しくは豊能町が決めますが、要は、通学バスを導入するとなりましたら、その際の通学方法をどうするかとか、例えばバスまではどういうふうにするかというのは、通学路安全対策部会の中で議論をしていただく必要があると考えております。

○議長（永並 啓君）

管野英美子議員。

○6番（管野英美子君）

次の質問にまいります。

先ほど、中川議員が3月はとても大事な議会みたいにおっしゃるんです。きっと予算に絡めてだと思imasuので、私も質問飛ばして、4番目をさせていただきます。

おでかけくんについてです。おでかけくんを利用したいので、介護保険の介護認定を受ける人がいると報告があります。介護保険運営委員会でもそのような発言がありました。NPO法人が効率的に運用していますが、現在の2台の車、2台目ですね、ここに来るときもほぼ毎回見ます。よく走っています。平成27年、28年に購入したと思いますが、今、何年製で、走行距離はどれぐらいですか。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

小森生活福祉部長。

○生活福祉部長（小森 進君）

お答えをいたします。

御紹介いただきました本町の在宅高齢者等外出支援事業、通称おでかけくんの事業なのでございますけれども、平成15年10月から実施をしております、高齢者や障害者の閉じこもり防止し、自宅から主に町内への外出を支援するサービスとして運行し

てございます。

御紹介をいただきました、現在業務を委託しておりますNPO法人さんの御努力によりまして、車両の運行につきましては、1人の利用者の往復と、往路、復路の間に別の利用者の予約を入れていただくなど、効率的な運行に努めていただいたところでございます。

お尋ねいただいております現在のおでかけくんとしての車両は2台ございまして、今の現状を御紹介させていただきます。2台ありまして、1台は登録年月が平成27年の3月に登録しておりまして、現在の走行距離が約14万2,000キロメートルでございまして、利用年月については9年7か月ほどになってございます。もう1台の車両につきましては、登録年月が、同じ平成27年8月でございまして、走行距離につきましては約13万4,000キロメートル、利用年月につきましては9年2か月でございます。

以上です。

○議長（永並 啓君）

管野英美子議員。

○6番（管野英美子君）

14万キロとか13万キロとか、どこかで聞いたなと思ったら、中古車のハニタスの走行距離と一緒にですね。買い替えの計画はありますか。これぐらい走っているんです。どうですか。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

小森生活福祉部長。

○生活福祉部長（小森 進君）

お答えいたします。

ちょっと先ほどのお話と重複する部分があるんですけど、お答えをさせていただきます。先ほど御紹介させていただきました現在運行している車両につきましては2台ございます。2台とも事業開始から1回ず

つ買い替えを実施しております。今年の10月末の状況では、先ほど申し上げましたとおりの走行距離でございまして、その前に、初代使っておりました車両、これも2台ございますけれども、これにつきましては、両方とも12年間使用させていただきまして、走行距離は1台が16万キロメートル、もう1台が18万キロメートルの状況で買い替えをさせていただきました。

買い替えの計画は具体的にはないんですけれども、前例の状況に基づいて、そろそろ買い替えの時期が到来しているのではないかなというふうに感じております。

以上です。

○議長（永並 啓君）

管野英美子議員。

○6番（管野英美子君）

初代の車は箕面病院とか池田病院とかも行っていましたよね。走行距離が延びるのは当たり前かなと思うんですけど、運転手が今、60歳から70歳代と伺いました。安全機能がついている車にしてほしいと思います。私の車も、信号待ちをして、3台目ぐらいでじわじわ前へ行ったら音が鳴るんです。車に怒られる。そういうこともありますので、安全機能がついている車を購入するお考えはありますか。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

小森生活福祉部長。

○生活福祉部長（小森 進君）

お答えいたします。

先ほど申し上げましたとおり、事業を開始しまして約20年ちょっとたつてということでございます。皆さんもそれぞれ運転される方はわかってるおられると思うんですが、その当初の時代からしますと、最近では軽自動車、普通自動車にとらわれず、いろんな機能がついておったり、事故を防止

するための機能がついているという認識で
ございます。

ただ、本当はそのフルスペックの車に買
い換えればいいかなとは思いますが、
でも、財政上の問題もいろいろございま
すので、特に何もついてないという車
では問題があるかなと思いますので、
それもちよつと配慮しながら、今後
検討したいと思っています。

以上です。

○議長（永並 啓君）

管野英美子議員。

○6番（管野英美子君）

では、台数のことです。7月、町バスの
ことですが、光風台小学校の4年生が
原田下水処理場に行く予定が、故障し
て、突然です。行けませんでした。11
月に延期され行かれましたが、ハニタ
スには予備車もあります。今後、台数
を増やす考えはありますか。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

小森生活福祉部長。

○生活福祉部長（小森 進君）

お答えいたします。

台数の増台の件でございます。この件
につきましては、財政面の問題、先ほど
おっしゃっていただきました、ボラン
ティアにて実施させていただいており
ますドライバーの確保についても課題
になるかなというふうに思っています。
特にドライバーの件につきましては、
先ほども御紹介ございましたけど、
現在2台を運行するのに最低限の必
要な人数を確保していただいている
という状況もある。それとまた、運
転していただいている方の高齢化の
問題もあるということで、後任の担
い手を見つけていくということも、
これも課題になってくるかなという
ふうに思います。

あとまた、民業圧迫にならないよう
に、地域公共交通会議での議論も必
要になってくると思っております。

以上です。

○議長（永並 啓君）

管野英美子議員。

○6番（管野英美子君）

もう1点、利用者側からの要望です。
年間48枚、月4枚の利用、大体往復
で利用されますから、月2回のお出
かけとなります。利用者からは増や
してほしいと伺いました。また、そ
の金額が500円でもよいという方
もいらっしゃいます。200円です
からね。利用がしやすいのだと思
います。昨日のデマンドタクシーの
電話が繋がらないと才協議員がお
怒りでしたが、そのようなことが
ないのか伺いますと、電話に出られ
ないときはほかの人に転送される
ということでした。これを見習って
ほしいなと思っています。

今後のニーズも増えていく運転手
不足の問題も心配ですが、利用者
からの要望、利用の枚数を増やせ
ませんか。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

小森生活福祉部長。

○生活福祉部長（小森 進君）

お答えいたします。

議員がただいま御紹介いただきました
とおり、確かに枚数が足りないとい
う方の声も聞きます。一方で、こ
の事業につきましては、年度終了
後に利用券の精算を行うこととし
てございます。私ども、窓口で感
じている限りでは、一方、全然利
用されていない方も中にはいら
っしゃるということも現実的に見
ております。

今後の展開、先ほどいろんな課題
もあるんですが、考えていかなあ
かん中で、まず、昨年度、一昨
年度ぐらいのあたりのところで、
利用回数が一体どのような偏りが

あるのか、ないのか、ちょっとその辺のところを、申請書を作ったりとか、そういう作業が伴いますので、ちょっとお時間をいただくことにはなと思うんですけども、それについて分析をしていきたいなというふうに思っています。

以上です。

○議長（永並 啓君）

管野英美子議員。

○6 番（管野英美子君）

一々面倒くさいですけど、分析してください。それと、また伺います。永谷議員も6 回ぐらい質問したら実現するというのを聞いているので、私もそれを見習いたいと思います。

5 番の2 の質問をしようと思いましたが、今回の総務建設常任委員会で審査するハニタスに運行の問題もあります。昼間のハニタスの運行を巡回バスにして、おでかけくんと役割分担とは思っているんですが、実証実験が終わってからでもいいかと思えます。予算が可決されるかどうかは知りませんが。

次の質問です。申し訳ないんですけど、2 番と5 番はスマートシティ関連になるかと思えますので、3 番目の留守家庭児童育成室についてお尋ねをします。

夏休み、様々なトラブルを聞いています。どのように対応されたのでしょうか。個人情報もありますから、具体には結構だし、私も言いませんが、支援員が疲弊しています。どのように対応されましたか。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

仙波こども未来部長。

○こども未来部長（仙波英太郎君）

夏休み期間も含めまして、留守家庭児童育成室におきます児童の状況につきまして、こども育成課のほうで支援員からの報

告を受けて把握をしております。基本的に育成室における対応は各育成室の支援員によって行うこととしており、こども育成課では、その事後報告を受けています。

しかし、内容によって対応が必要な場合は、その後の対応方法について、こども育成課の担当職員が各支援員と協議を行い、必要な指示を行っております。また場合によっては、こども育成課の職員が直接保護者等と対応をする事例もございます。

○議長（永並 啓君）

管野英美子議員。

○6 番（管野英美子君）

支援員の人、守秘義務があるのであんまり詳しくは聞いていませんが、かなり疲弊されているんです。公の言葉で言っているのかな、うるせえばあとか、日常茶飯事だと言われてるんです。ばばあやからええやんって、ちょっと冗談交じりに言うんですけども、そのことを報告書に書いたらと言ったら、書き切れないわって、1 日どんだけ言われるかって疲弊されています。

それとあの方々は、もう扶養家族ではないから、103万、106万の壁があんまり関係ないような方々が働いていらっしゃるんです。だから、もういつ辞めてもいいのかなって、嫌なことが積み重なったり、例えば子どもをけがさせたりすると続けるのが大変困難な状況になると思うんです。

学童保育は学校内にあります。そして空いている教室を使用している場合が多いです。光風台小学校も学童のお部屋がありますけれど、人数が多いので、今は校舎内になっています。この前、作品展をやっていたときにちょっとのぞかせてもらったら、雨が降っていたので、おとなしく積み木とかやっていたので少し安心したんですけど、今日はおとなしいだけやしねということも言われました。

緊急の場合は保健室でも対応いただけま
すけれど、問題があったときに、すぐに駆
けつけておられるのでしょうか。こども育
成課まで15分、光風台小学校だったら。遠
いと思うんですが、きめ細かくやっていた
だけにいるんですか。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

仙波こども未来部長。

○こども未来部長（仙波英太郎君）

もちろんここから学校までの距離がござ
いますので、緊急といっても、すぐに1分、
2分で駆けつけられるわけではありません
が、できるだけ早く対応するようにはして
います。

議員おっしゃったとおり、支援員からの
相談につきましては、以前と比べて子ども
の様子が違ってきているとか、どういうふ
うに声かけをしたらいいのか悩んでいると
いう、そういう相談の内容が増えてきてい
ます。

子どもの理解や子どもの対応についての
研修を身近に受けられるように、育成室内
で事例を基にした研修をするであるとか、
あと学校とか専門機関と連携を図って、例
えば個別にこの子の対応について、こうこ
う、こういうふうな形でというような事例
を学校と共有したりして、何とか支援員の
負担も少なくなるように努力をしていると
ころでございます。

○議長（永並 啓君）

管野英美子議員。

○6番（管野英美子君）

それでは令和8年4月、西地区の小学校
が統合します。育成室への入室が100人ほ
どになると伺っています。場所は大丈夫なの
かということと、今は会計年度任用職員だ
けで運営していますが、正職員は入れてい
ただきたいと思います。お考えをお聞かせ

ください。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

仙波こども未来部長。

○こども未来部長（仙波英太郎君）

まず令和8年4月の留守家庭児童育成室
の場所でございますが、統合される豊能西
学園の校舎の中に配置する予定であります。

現在の人数から人数を想定いたしまして、
相当の面積が確保できるように、今、調整
を進めているところでございます。

あと、育成室の職員でございますが、近
年、共働き家庭の増加に合わせて、育成数
の利用者が増加傾向にあり、運営体制の強
化を図る必要があることから、育成室の配
置人員についても、必要に応じた対応、こ
れは任用形態も含めて対応を進める必要が
あるというふうには考えております。

○議長（永並 啓君）

管野英美子議員。

○6番（管野英美子君）

働く保護者が大変増えてきました。今、
夕方5時までの子が1人で帰っているとい
う実態もあると思うんです。新光風台の児
童なら、さらに遠くへ帰ることになります
から、その辺りもしっかりと調整していただ
きたいなと思います。これは要望してお
きます。

次の質問に参ります。2番目の生涯学習
施設についてです。1番目のシートスはス
ポーツ施設です。もう2年近くもバスケット
の試合がされていません。指定管理者は、
自ら用意した、下におもしのため水を入れ
るタンクがあるバスケットボールを設置さ
れましたが、倉庫に片づけにくいので、体
育館の隅っこに置いておくと危険だと、ほ
かの利用者から言われ、今、倉庫に眠っ
ています。ここまで来たら、もう町の姿勢を
問うしかありません。今バスケットボール

は大変なブームです。ゴールに1,000万円かかるのは知っています。体育施設にバスケットゴールを設置しないのは、1,000万円というお金の問題ですか。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

仙波こども未来部長。

○こども未来部長（仙波英太郎君）

使用者からそういった要望が出ているということにつきましては理解をしております。予算の要求もしてまいりたいと考えております。

ただ、予算要求に際しましては、やはりシートの設備全体が老朽化しております。故障や不具合の箇所、これが非常に多いため、やはり体育館全体の利用を考えて、優先順位を考慮の上、対応したいというふうに考えております。

○議長（永並 啓君）

管野英美子議員。

○6番（管野英美子君）

先日、館長さんとちょっと話したんですけど、バスケットボールよりボイラー室やでと言われたんです。次はあそこが壊れる、プールが使えなくなる、だから、バスケットボールは優先順位が低いようなおっしゃり方をしたんですけど、今いる子どもたちがバスケットボールをしたいんですよ。もう一度よく考えていただけますか。片やこちらで1億3,518万1,000円未入金です。1,000万円って本当微々たるものじゃないですか。もう戻ってこないから使えないんですけど、もう少し今いる子どもたちのことを考えてください。

光小の体育館に中学生用のゴールを設置していただきました。3年生はもう引退してしまった後です。最初からわかってただろうという厳しい保護者の声も聞こえてきましたが、気軽にゴールの練習ができて良

かったと思っています。小学生用のものと違って、とても大きなものでびっくりしました。あそこにつけても、コートが今度小さくなって試合はできませんけれど、子どもたちのためにとても良かったと思っています。私、東ときわ台のお祭りのときに、管野英美子通信をちゃんと見ていた子どもが、言ってくれて「ありがとう」って言われました。本当に子どもたちのことをしっかり思ってください。特にこちらのグループは子どもたち一番でやってください。

そして次はこちらです。スマートシティ事業に約4億円も使っていますが、住民のための事業展開はほとんどありませんでした。監査委員さんからは、残ったのは公園と200ページの資料だけと言われています。

ここで、スマートシティ事業にふさわしいと思われる事業について問います。町政運営方針でも質問しましたが、これぞスマートシティかなと思う事業です。毎月第2火曜日に並んで仮予約、翌1日から本予約の西公民館の予約です。昨年度、無料のシステムでお試し予約をしました。当時の課長と元教育委員のKさんが検証されていて、私はお試しに予約をして、予約ができました。その後どうなっているのか、取り組んでいるのか、お聞かせください。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

仙波こども未来部長。

○こども未来部長（仙波英太郎君）

生涯学習施設におきますオンライン予約システムにつきましては、先ほど議員おっしゃったとおり、以前にそういう形で検証を行った経緯がございます。ただ、実際に西公民館の予約の状況の中に入れようとすると、やはりどうしてもシステムを導入するには、新たにイニシャルコスト及びランニングコストが発生いたします。また、シ

システムの御利用に御不便を感じる方もいらっしゃるため、並行して紙媒体等々での申請の受付も行わなければなりません。

また、今後、西地区の公共施設の再編という問題もあります。利用者の利便性を勘案しながら、公共施設再編の動向を鑑み、今後も継続して検討をさせていただきたいと思います。

○議長（永並 啓君）

管野英美子議員。

○6番（管野英美子君）

そのシステムは200件しかできない。それ以上なら別途お金がかかるのは知っています。お忙しいとは思いますが、幾らかかるのか、やろうという気持ちが私には見えてきません。

少し余談になりますが、総務建設常任委員会での視察を経て、議会から資源循環型堆肥化事業について提言いたしました。戸知山の活用でもあります。残念ながら、小さい町の取組として断念せざるを得ないようですが、事細かに検討していただきました。数字もしっかり出していただきました。このような思いはないのでしょうか。予約は今の方法がわかりやすいと感じる方のほうが多いと思います。片や、こちらでスマホでバスを呼ぼうとしている、そして呼んでいる。とても矛盾を感じます。

公共施設再編後、令和12年頃のことでしょうか。その頃を楽しみにしています。どうぞシミュレーションをしてみてください。また伺います。6回伺わないと実現しないという言い伝えがあります。

9月の一般質問で、中川議員が1年で課長が代わることを問題視されておりましたが、私もこの件についてはそう感じています。これはこちらの人事の関係だと思えますけれど、ちょっと考えてみてください。

2番目の質問です。学びやサークル活動

で利用するための公民館でのWi-Fiの設置です。スマートシティ事業では、光風台中央公園にWi-Fiが設置されました。あんなところにつけて何するんやろうと、今でも思っていますし、今もつながっているのでしょうか。

生徒のタブレットには宿題が入っているときもあると伺いますが、学び舎で利用できるように、Wi-Fiの設置を求めたいと思います。どのようなお考えですか。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

仙波こども未来部長。

○こども未来部長（仙波英太郎君）

Wi-Fiの設置につきましては、公共施設再編の動向を鑑み、今後、財政面と費用対効果を勘案しながら、導入についての検討をしていきたいと考えております。

○議長（永並 啓君）

管野英美子議員。

○6番（管野英美子君）

では、学び舎の場所を学校にはできないんですか。今、公民館を使っていますが、学校の多目的ルームとか、学校をもう閉めなあかんとかという時間のこともあるかもしれませんが、そのような方法のほうが子どもたちのためにいいんじゃないですか。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

仙波こども未来部長。

○こども未来部長（仙波英太郎君）

今現在、学び舎につきましては、西地区は西公民館で実施をしております。学校につきましては、今現在は学校等の管理の状況であるとか、そういったところからまだ実施できていないのが実情でございます。

今現在、タブレットを含めて、タブレットの持ち帰り等々におきまして、宿題を例えばタブレットですとかいうところを各

学校でやっていることについては認識しております。例えば、その部分だけでもWi-Fiを通じてできるかどうかについては、今後も検討したいというふうに思っております。

○議長（永並 啓君）

管野英美子議員。

○6番（管野英美子君）

学び舎は特に、テスト前なんかは利用者が大変多いと伺います。即、学校でやってください。すぐ検討していただけますか。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

仙波こども未来部長。

○こども未来部長（仙波英太郎君）

学校でできるかどうかも含めて、今後、学校とも協議をしてまいります。

○議長（永並 啓君）

管野英美子議員。

○6番（管野英美子君）

早急に検討してみてください。

図書館の図書利用券をスマホのアプリにできないのかということですが、9月の一般質問でも少し触れましたが、私のスマホに利用券のバーコードが入っています。でもバーコードに達するまで図書館のホームページに行って、数回タップしなければ到達いたしません。これでは利用カードを持ち歩いたほうが良いということかな。近いし取りに帰ったほうが良いかなと思ったりもします。アプリにできないのかということ伺いたいんですけど、昨日、池田議員の質問でとよのんコンシェルジュに入れたらあかん、ウイルスは大丈夫かということなので、それでもアプリにできないのですか。もうワンクリック、ワンタップでバーコードまでいけるようなシステムを考えていただきたいんですが、いかがですか。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

仙波こども未来部長。

○こども未来部長（仙波英太郎君）

議員おっしゃったとおり、この8月に図書館システムを更新いたしまして、スマートフォンでネット上でログインをすることによりまして、利用者バーコードが表示できる機能を搭載することができました。

ワンクリックもしくはスリークリックというその違いはあるかとは思いますが、今現在は費用対効果の関係から、アプリということについては、現在のところは、インターネット上のこの機能をお使いいただければというふうに考えております。

○議長（永並 啓君）

管野英美子議員。

○6番（管野英美子君）

一体スマートシティ事業って何だったんだろうと思います。住民のニーズに応えていないスマートシティ事業に4億円も使ったこと、とても残念に思っています。

5番目の質問です。未入金1億3,518万1,000円は住民のために使えたお金です。議員の中には、コロナの交付金が入っているからいいだろうという人が2人、維新の議員2人いらっしゃいますけれど、維新の町長は補填のためではないと答弁をいただいています。OZ1には請求しているのか、今どのような状況ですか。簡単にお聞かせください。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

高木副町長。

○副町長（高木 仁君）

OZ1に対してどう請求しているのかということでございますが、6月24日に、我々、監査の結果を受けまして、それに対する措置ということでOZ1に対して文書でもって請求させていただきました。それ

に対してO Z 1から何か返事があったのかということで申しますと、入金のお意思を示されるということとはございませんで、今のところ何の連絡もないということでございます。

今後どうしていくのかということで申し上げますと、昨日の秋元議員の御質問にお答えさせていただいたように、スマートシティ事業に関して、K P Iを取るということで3年間やっている最終年度でございまして、それに対して一定、年度末まで取り組んで、K P Iの測定をさせていただいて、めどがついた段階で改めて対応するという流れでやらせていただきたいと思います。

我々、O Z 1に対してこれから何もしないで、このままこの1億円のお金を流すかって、そういうつもりは決してございませんので、時効の問題もございまして、当然何らかの対応は取らせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（永並 啓君）

管野英美子議員。

○6番（管野英美子君）

住民訴訟のこともありますし、今後の展開を見守っていききたいと思います。

最後に、2番目のハニタスの件は総務建設常任委員会で審査したいと思います。

3番目のウェアラブル、テレビプッシュなど、今後どうされるのか。ウェアラブルは差し上げますというお手紙を渡すのか、企業に提供されているデータは今後どうなるのか。テレビプッシュは今後の聴覚障害者へのプッシュ型の情報伝達を考えているようですが、目的が変わっています。今後どのように対応されますか。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

小森生活福祉部長。

○生活福祉部長（小森 進君）

お答えいたします。

私はウェアラブルの件についてお答えさせていただきます。

これにつきましては、デジタル田園都市国家構想推進交付金のヘルスケア事業といたしまして、物品借用書をいただき、機械をお渡し日した令和7年3月31日を期限としてそれぞれ貸与させていただいております。

期限後の、私どものスマートバンドの取扱いでございますけれども、これは引き続き、お渡しした御本人が御使用いただければというふうにただいまのところ考えてございます。

なお、この機器の故障等トラブルが発生して使用できなくなった場合、新規に交換するということはございませんので、申し伝えておきます。

以上でございます。

データはそのまま、データと言いますか、もともと自分の使った情報というのは自分の端末から見られるようになっていきますので、それはW i - H o ! 様というところなんですけど、そのシステムに基づいてやっておりますので、引き続きそれは活用いただけたらと思います。

○議長（永並 啓君）

入江総務部長。

○総務部長（入江太志君）

お答えいたします。

テレビプッシュの件の今後ですが、当初の目的から変わっておるというような御指摘だと思います。他団体の活用事例を見ますと、天気予報、あるいは防災情報、ごみの収集日など、その利用も、活用では住民の方が見られている可能性もございまして。他団体では防災情報に特化したような

取組をされておりますので、今後、その活用につきましては、音声だけでなく、視覚的な情報伝達の手段の一つとして検討を行っていきたいと考えております。

○議長（永並 啓君）

管野英美子議員。

○6 番（管野英美子君）

私のチラシの中でウェアラブルがまだ残っているって言ったら、欲しいっていう人がいたんです。既に外しておられる方もいらっしゃる。横流ししてもいいんですか、ということと、差し上げますというお手紙を出すんですか。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

小森生活福祉部長。

○生活福祉部長（小森 進君）

お答えいたします。

今までいろいろそういう質問もいただいたかなとは理解してございますが、当初我々といましては、こういう方を対象にという形で、私ども御案内を差し上げて、それぞれ利用される方については申出をいただいておりますので、これは使いたいというふうに意思を示していただいておりますので、これは使っていただきたいなと思っております。

それと最後に、先ほど申し上げました期限を過ぎた後の話でございます。今のところは、年度末になるまでに、先ほど、借用書をいただいておりますので、その対象の方について御案内を差し上げるようなことをイメージしております。

以上です。

○6 番（管野英美子君）

ありがとうございました。

○議長（永並 啓君）

以上で、管野英美子議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

再開は13時10分といたします。

（午後 0 時20分 休憩）

（午後 1 時10分 再開）

○議長（永並 啓君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、吉田正子議員を指名いたします。

吉田正子議員。

○3 番（吉田正子君）

議長より御指名をいただきましたので、吉田正子、一般質問をさせていただきます。本日、私が最後のトリでございますので、皆様、どうぞ御答弁よろしく願いいたします。

新型コロナ後遺症及びワクチン後遺症の対応について。コロナワクチン接種後、慢性疲労感、呼吸困難、記憶障害、重症では歩行困難などの結果、勤め先の休業、退社をせざるを得ない社会現象があり、その一方で、検査をしても異常が見つからない患者もおられ、医療機関をたらい回しになり、検査のための個人負担も増え、困難な生活を強いられている映像がマスコミによって報道されています。さらに本年度の10月から11月ですが、新型コロナワクチンの定期接種が高齢者向けに開始されています。後遺症の仕組みは解明されておらず、どんな人に発生するのか、どれだけ長く続くのかについてもわかっておりません。自治体としてはワクチン効果も期待し、必要ではありますが、それゆえ対応を強化するとともに、悩んでいる患者さんがいれば親密に寄り添い、施策が必要と思います。

それでは、一般質問に入らせていただきます。新型コロナ接種による健康被害が発生した場合、国からの予防接種健康被害救済制度があります。この制度を周知しておられる住民は少ないように思えるので、詳しく説明を求めます。よろしく願いいた

します。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

小森生活福祉部長。

○生活福祉部長（小森 進君）

お答えいたします。

今、御案内ございました予防接種健康被害救済制度とは、予防接種によって健康被害が生じ、医療機関での治療が必要になったり、障害が残ったり、お亡くなりになった場合に、その健康被害が接種を受けたことによるものであると、国、これは厚生労働大臣でございますが、認定した場合につきましては、予防接種法に基づく救済措置として、市町村より医療費や障害年金などの給付が受けられるというものでございます。

予防接種は感染症を予防するために重要なものでございますけれども、極めて稀でありあるものの、副反応による健康被害をなくすことはできないことから、このような救済制度が設けられてございます。

まず、制度の概要でございます。定期接種であるジフテリア、百日ぜき、破傷風等のA類疾病の予防接種や季節性インフルエンザ、新型コロナウイルス、高齢者肺炎球菌のB類疾病の予防接種をされ、接種後に健康被害があった方が請求者となり、それまでに受診した医療機関ごとの各必要書類をそろえて市町村へ提出していただき、受理された市町村は、関係機関の医師で構成する市町村予防接種健康被害調査委員会にて、提出された書類について医学的見地からの調査、助言を行い、その後、書類は大阪府を経由いたしまして、厚生労働省へ進達され、再度書類の確認の後、予防接種、感染症、法律などの外部の専門家により構成されます疾病障害認定審査会にて接種と疾病等との因果関係を判断する審査がされ、

各種給付の決定や却下の判断がされるものでございます。

請求する際、必要書類の提出に際し、受診した各医療機関の証明書などの書類作成を依頼しなければならないという負担感や、先ほど御説明申し上げました、結果までの過程を経るため相当な期間を要するということも課題ではないかと思っております。

最後に、審査の結果、認定された場合の給付の種類でございますが、医療機関で医療を受けた場合は、その医療費及び医療手当が、障害が残ってしまった場合は、障害児療育年金又は障害年金が、またお亡くなりになられた場合につきましては、埋葬料と死亡一時金等が支給されるものとなっております。

以上でございます。

○議長（永並 啓君）

吉田正子議員。

○3番（吉田正子君）

再度お尋ねします。わかればお答えよろしく願いいたします。注射を打ちまして、反応が出まして、タイムリミットというのがあると思うんですよね、因果関係が1週間ぐらい後になって、これ打ったからかなという、そういうのはどうなるのでしょうか。もしおわかりになるなら、見解よろしく願いいたします。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

小森生活福祉部長。

○生活福祉部長（小森 進君）

お答えいたします。

人それぞれに、恐らく症状の出方については、すぐに出てくる場合もあれば、日にちを置いて出る場合もあると思います。その際は恐らく、体の体調の異変等を覚えた方については、かかりつけのお医者さんなりに御相談いただくということになると思

いますので、まずは接種されてからこの期間内ということとはちょっと詳しくは申し上げられないんですが、それは個人、個人の状態によるかなと思ってございます。

以上です。

○議長（永並 啓君）

吉田正子議員。

○3番（吉田正子君）

御答弁ありがとうございます。

それでは次の質問、この被害者救済制度において、本町の現在までの申請件数、認定件数、非認定件数をお伺いいたします。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

小森生活福祉部長。

○生活福祉部長（小森 進君）

お答えいたします。

これまでに本町によりまして申請を受理した件数は2件でございます。そのうち1件につきましては認定されました。もう1件につきましては、現在手続中でございます。

以上です。

○議長（永並 啓君）

吉田正子議員。

○3番（吉田正子君）

本町では、先ほど聞きましたように、全国と比べてちょっと少ないように感じるんですが、もし何か理由がありましたら、お答えよろしくお願ひいたします。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

小森生活福祉部長。

○生活福祉部長（小森 進君）

お答えいたします。

私どもがちょっと考えていますのは、先ほど申し上げましたとおり、申請等につきましては、所管の自治体になるわけなんですけれども、そこでの多い、少ないにつき

ましては、これはわからないのかなというふうに思います。

それと、先ほど申し上げましたのは、新型コロナワクチンの接種でございまして、先ほど一番最初に御答弁申し上げましたとおり、いろんな接種、お子さんも対象にした接種もございますし、過去、私どもがそれまで一回も受理してございませんでしたので、多い少ないは、これはなかなか自治体の多い、少ないはあまり比較できないのかなと思っています。

○議長（永並 啓君）

吉田正子議員。

○3番（吉田正子君）

それでお尋ねしますけれども、それに当たっている職員は少ないと思うんですけれども、担当される人数がわかっていらっしゃれば、お聞かせください。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

小森生活福祉部長。

○生活福祉部長（小森 進君）

お答えいたします。

担当の窓口の職員としまして、専属ということではないんですが、兼務した1名ということになるんですが、ただ私の経験上、1人担当がおるんですけれども、当然、上司とかといろいろ調整しながら事務を進めてございます。その中でも、担当は事務職員なんですけど、当然、保健師等もいますので、その辺のいろいろな意見を調整しながら進めてございます。

以上です。

○議長（永並 啓君）

吉田正子議員。

○3番（吉田正子君）

それでは次の質問に行きます。

申請条件として、過去の医療領収書、カルテ、受診証明書が必要であり、紛失で諦

めている人が多いと聞いています。ホームページの掲載のみでなく、本町での積極的な周知活動、相談窓口の充実が必要ではないかと思いますが、お聞きいたします。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

小森生活福祉部長。

○生活福祉部長（小森 進君）

お答えいたします。

この制度は、様々な提出書類を必要といたしまして、その方の状況に応じてそろえていただくということと、書類が異なるということで、複雑な内容もございます。

私どもの窓口におきまして、その内容ごとに御相談いただいた方のお話を伺い、個別に御案内するよう努めてございます。

申請時に領収書を保管しているかということに加え、先ほどもお答えさせていただきました、請求のために医療機関に書類作成を依頼することが請求者の負担となっていると感じてございますけれども、国から求められてございます、書類を整えていただかなくては、この救済制度を受けられないというものになってございますので、極力御負担が少なくなるよう御相談を受けてまいります。

制度の周知につきましては、各種予防接種の問診票にも記載されておりますが、具体的には、接種時に医師からの問診時に御本人に対し、予防接種の効果や副反応、また、この予防接種健康被害救済制度についての説明を求めてございます。また、昨年度まで実施しておりました特例接種におきましては、接種券送付時に制度の案内も行っております。

今後もホームページへの掲載等も含め、接種をされた方にとってよりわかりやすい形になりますよう、引き続き周知に努めてまいります。

以上です。

○議長（永並 啓君）

吉田正子議員。

○3番（吉田正子君）

御答弁ありがとうございます。

では次の質問に行かせていただきます。

奈良県ホームページでは、独自のマニュアルが確立され、優しく丁寧に公開されています。他自治体からも利用されているので、本町も参考にされてはいかかとお尋ねいたします。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

小森生活福祉部長。

○生活福祉部長（小森 進君）

お答えします。

先ほど御紹介いただきました奈良県におきましては、予防接種健康被害救済制度における提出書類でございます受診証明書の記載マニュアルにつきまして示されてございます。申請時に私どもが窓口対応する際にも有効になるものと考えてございますので、これを活用させていただきたいというふうに考えてございます。

先ほどもお答えさせていただきましたとおり、引き続き制度の周知に努めてまいります。他自治体の状況も参考にしながら、接種を受けた方にとってよりわかりやすい形での周知に引き続き取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（永並 啓君）

吉田正子議員。

○3番（吉田正子君）

住民にわかりやすくなるように努力されているのはよくわかりますので、これからも臨機応変によりしくお願いいたします。

それでは次の一般質問に行きます。

プラスチックごみについて。プラスチッ

ク製品は私たちの生活にはなくてはならないものですが、分解されにくいなどの性質を有するため、海洋への流出したプラスチックごみが地球規模の大きな環境負荷となり、あらゆる生物に影響し、その対策が国際的な課題になっております。

具体的に言いますと、プラスチックごみが川から海に流れ込むと、海岸に、さらに海流に乗ってどこまでも拡散し、人間生活と縁の薄い南極や北極の海、あるいは深海での1万メートル、マリアナ海溝においてもプラスチックが発見されているとのことです。

プラスチックは海を漂う中で発がん性のカドミウムや鉛の重金属などの有害物質を吸着します。それらマイクロに砕けたプラスチックを魚やプランクトンが取り込み、そしてそれをさらに大型の海洋生物の捕食になり、最終的に人間が大きな代償を払わなければならないであろうことが明らかになりつつあります。

外国では既に、手術中に人体の中にマイクロプラスチックが発見されており、人体の影響はまだ確認されておりませんが、次第に蓄積され、排出限界が来たとき、人体に何が起こるのか、現在では予測できないとのことです。

それでは質問に入らせていただきます。

令和4年4月に、資源循環促進法が発令されましたが、本町のプラスチックごみのリサイクルは改善されているのか、お伺いたします。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

坂田都市建設部長。

○都市建設部長（坂田朗夫君）

お答えいたします。

本町におきましては、これまでは容器包装リサイクル法に基づきまして容器包装プ

ラスチックを資源として分別収集とリサイクルを行ってきております。その後、令和4年4月に施行されました資源循環促進法によりまして、これまで燃えるごみとして処理してきました要らなくなったプラスチック製品などについては、自治体で効率的な分別回収、リサイクルを進める仕組みが定められたというところです。

この資源循環促進法では、プラスチック製品の廃棄物の分別収集の開始時期に関する具体的な定めはまだありませんが、市区町村はその区域内におけるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び分別収集物の再商品化に必要な措置を講じなければならないとなっております。

それを踏まえまして、準備が整い次第、実施していく必要があると考えております。

1市3町で構成しております猪名川上流広域ごみ処理施設組合、構成市町は、川西市、猪名川町、能勢町、豊能町がありますが、今年の7月23日付でペットボトルをペットボトルに再生するボトルt oボトルの仕組みを企業3社と協定を結んで取組を開始したところでございます。

この容器包装リサイクル協会の令和3年度の実績報告書によれば、全国で集められたペットボトルのうち、再度ペットボトルとして再生されたのは30%程度ということのようですが、本協会のボトルt oボトルの協定によりまして、回収したペットボトルの9割の再生率を目指していきたいということで考えております。

これ以外のプラスチックごみにつきましては、猪名川上流広域ごみ処理施設組合のいずれの市町も、まだ分別収集する時期は決まっておられません。今のところ、具体的な分別収集の開始時期につきましては未定なんです。現在計画しております国崎クリーンセンター基幹的整備改良事業とい

うのを進めておりまして、これが令和11年度末以降、この施設が完成ですので、令和12年度からの見込みで取組を行うということで、今見込んでおります。

以上です。

○議長（永並 啓君）

吉田正子議員。

○3番（吉田正子君）

このプラスチックごみについては、SDGsということもありますので、これからもよろしく願いいたします。

それでは次の質問に行きます。

光風台デジタル公園の人工芝が劣化により、プラスチック資源促進法と真逆の施策ではないでしょうか。将来、天然芝に替える必要があると思いますが、本町のお考えをお聞かせください。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

坂田都市建設部長。

○都市建設部長（坂田朗夫君）

お答えいたします。

光風台2丁目中央公園の芝生広場について、まず御説明させていただきます。令和4年当時、天然芝を敷き詰めてつくってこうということも検討はさせていただいております。天然芝を設置した場合は、5月から10月頃まで、最低でも月1回から2回、特に夏場は2回から3回の草刈りが必要ということで、そうなりますと、年間の公園の維持管理に要する除草剪定の予算が決められている中で、光風台中央公園だけが予算が突出していくことになるということで、管理がほとんど不要で、10年間は現状を保持できるということで、人工芝のメーカーさんから確認を取りましたので、現在の仕様を選定させていただいたというところでございます。

また近年、公園では草が食べられてしま

うという、有害鳥獣、特に鹿の被害に困っておりますが、光風台中央公園においては、鹿のふん害はございますが、人工芝であれば鹿は寄ってこないということで、今のところ被害の発生はないというところです。

この光風台中央公園の人工芝ですが、平日でも夕方になると子どもたちが遊んでいる光景を見ますし、休みの日には家族連れで立ち寄っていただいている状況ですので、現時点では、人工芝にして正解ではないかということで考えております。

ただ、議員おっしゃってるように、将来、人工芝から天然芝というような形での御質問ですが、芝生広場の形態を今後どうしていくのかということにつきましては、利用者の利用状況を見ながら、その時点の工事費とか、あと維持管理手法などがもし改善されていれば、それを考慮しながら選定していきたいと考えております。

以上です。

○議長（永並 啓君）

吉田正子議員。

○3番（吉田正子君）

行政からの御説明ありがとうございます。私としては、人工芝は設置場所により、メリット、デメリットの違いが出てくると思います。公園整備では維持管理はしやすいですが、デメリットのほうが多いのではないのでしょうか。冒頭では言いましたが、一番目は劣化によるマイクロプラスチックから少しでも海洋汚染を防ぐ。2番目に、人工芝は太陽熱を反射するので、周囲温度がより高くなり、夏場は気が付かないうちに熱中症になりやすいのではないかと。先ほど、10年もつと言われてるけども、今の異常な暑さによって、劣化というのはまだちょっとわからない状態だと私は考えております。3番目に、公園ですので、花火などが着火した場合、溶けて子どもがけがをしないかど

うか。そして3番目に、ごみ、石、砂、土、枯れ葉が徐々にたまり、掃除がしにくくなり、年月が過ぎれば汚くなりやすいので、人工芝の更新時期が来れば、お金もかかりますけれども、再度天然芝に替える御検討をお願いしたいと思います。お金はかかりますけど、町長、どうでしょうか。豊能町は自然ということがやっぱり売りになっていると思うので、どうでしょうか、人工というのと、お考えを聞かせてください。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

上浦町長。

○町長（上浦 登君）

お答えさせていただきます。

先ほど担当部長が申しましたように、公園についてリニューアルをさせていただいて、今、子どもたちが本当に楽しく公園を利用いただいているというようなところでございまして、公園としての効果、やっぱりこれを最大限に活かしていきたいということで、今、人工芝を敷き詰めさせていただいております。

人工芝じゃなしに天然芝というような議員の御意見といいますか、御要望でございしますが、今のところ敷き詰めただけですので、この人工芝を活用して、子どもたちにも大いにそこで活用いただきたいと思っております。

また様子を見ながら、そういうことが必要になるということであれば、また変更についても考えていきたいと思っております。

よろしく申し上げます。

○議長（永並 啓君）

吉田正子議員。

○3番（吉田正子君）

町長、御丁寧な御答弁ありがとうございます。楽しみにしております。替わるまで生きていきますので、どうぞよろしくお願い

いたします。

それでは、次の質問に入ります。

プラスチックごみを減らすには、消費者の意識を変えることが大切であります。関心を持っていただくために、住民のごみ処理施設見学会の実現の取組を考えられているのかどうか、お聞かせください。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

坂田都市建設部長。

○都市建設部長（坂田朗夫君）

お答えいたします。

プラスチックの資源循環に向けては、事業者、消費者、国、地方公共団体等の全ての関係主体が参画し、相互に連携しながら環境整備を進めていくこと、相乗効果を高めていくことが重要であると考えております。

そういった中、ごみの減量化の推進に向けた取組の一環として、各自治会から推薦をいただいた方に、ごみ減量化推進委員という形で委嘱を行いまして、ごみ減量のPRに御協力をいただいております。今年度につきましても、駅前やスーパーの店先、あと、先日行われました秋フェスタでも啓発物品の配布によるPR活動を行ってきたというところでございます。

議員御質問のごみ処理施設見学会については、毎年、ごみ減量化推進委員の方にも、委嘱式の終わった後に、国崎クリーンセンター啓発施設のゆめほたるの施設見学も実施してもらっているという状況でして、この啓発施設、ゆめほたるは見学は無料で自由に見学していただける施設でもございます。あと個人、サークル、団体等で随時見学にお越しいただけるということですので、それを活用していただけたらと思っております。

なお、議員御指摘のごみ減量などに関心を持っていただくということはすごく重要だと考えておりますので、今後ごみ減量化、啓発施設のゆめほたるのPRも進めてまいります。

○議長（永並 啓君）

吉田正子議員。

○3番（吉田正子君）

これからもPRをよろしく願いいたします。

それでは次の一般質問に入ります。

人と動物の共生社会を目指して。昔から犬や猫と人間は共に暮らしてきましたが、人間社会において、犬や猫を含む動物は基本的には大変弱い存在です。そのような動物を尊重できる社会は、同時に子どもや社会的弱者を尊重できる社会であると考えます。しかしながら、人と動物が速やかに生活していくには一定のルールが必要です。犬の狂犬病、または飼い主が犬、猫その他のペットを簡単に捨てる、そして、不要な繁殖、そして猫が庭先に侵入してフンなどの衛生問題などです。

そこで質問いたします。犬・猫適正飼育のために、専門家によるセミナーを住民対象に開催を考えられておられるのか、お聞きいたします。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

坂田都市建設部長。

○都市建設部長（坂田朗夫君）

お答えいたします。

大阪府の動物愛護管理センターが獣医師や家庭犬しつけインストラクターを講師に招きまして、飼い主が遵守すべき義務や適正な犬の飼育管理に関する知識を学び、地域での人と犬とよりよい共生を目指すことを目的とした飼い方教室を不定期で開催しております。応募多数の場合は抽せんとは

なるんですが、豊能町在住の方であれば無料で参加できるということになっております。近々では、先日の11月30日と12月1日の土・日に実施されております。

以上です。

○議長（永並 啓君）

吉田正子議員。

○3番（吉田正子君）

実施されているとお伺いしましたのでお尋ねしますが、大体何名ぐらいが参加されているのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

坂田都市建設部長。

○都市建設部長（坂田朗夫君）

お答えいたします。

ちょっと人数までは把握しておらないんですが、今回、11月30、12月1日に行われました犬の飼い方教室では、参加できる自治体が茨木市、箕面市、池田市、摂津市、島本町、能勢町、豊能町の在住の方ということで、応募多数の場合は抽せんとなっております。

以上です。

○議長（永並 啓君）

吉田正子議員。

○3番（吉田正子君）

次の質問です。

法律によって、生まれてから91日以内の犬には登録とその後の成長により狂犬病予防注射が義務づけられていますが、町内における現状の実施率をお伺いいたします。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

坂田都市建設部長。

○都市建設部長（坂田朗夫君）

お答えいたします。

狂犬病の予防接種につきましては、毎年年度当初の4月頃に集団接種を実施すると

ともに、予防注射票未交付の飼い主様に対しましては、再通知により予防接種を施しておるといところです。

令和5年度の実績で言いますと、議員は実施率とお話ししていましたが、実際は予防注射済票の交付率でお答えいたしますが、犬の登録頭数が町内1,084頭でして、予防注射済票の交付率は803頭となっておりますので、交付率は74.1%となっております。

なお、実際には予防接種は受けられていると思うんですが、予防注射済票の交付を受けていない犬が一定数おられるということになっておると思います。

○議長（永並 啓君）

吉田正子議員。

○3番（吉田正子君）

それではちょっとお尋ねしますが、受けられたのが883頭で、注射済票をもらっていないのは74.1%だから、ちょっと数が合っていないので、それはどういうふうなことでこういう数字になっているのか、わかれば御説明いただければありがたいと思います。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

坂田都市建設部長。

○都市建設部長（坂田朗夫君）

お答えいたします。

まず町内の動物病院、獣医さんを抱えている病院では、そこで予防接種を受けた場合は、その場で交付されますので、交付率の対象にはなります。ただ、町外、例えば箕面市とかで受けられた場合は、予防接種受けたよという証を環境課のほうに持ってきたら、注射済票を発行するということで、それができていないのかなということです。

ちなみに、令和5年度の実績で、町内の動物でいきますと、トータル171頭が町内で

受けて、予防注射済票を交付された数であるということになっております。

○議長（永並 啓君）

吉田正子議員。

○3番（吉田正子君）

ありがとうございます。

それでは次の質問ですけれども、本町で犬、猫のマイクロチップの装着の件数は把握できているのか、及び飼い主に対し装着のPR活動をお伺いいたします。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

坂田都市建設部長。

○都市建設部長（坂田朗夫君）

お答えいたします。

動物愛護管理の改正によりまして、ブリーダーとかペットショップなどでの販売業者が令和4年6月1日以降に取得した犬とか猫の販売については、議員から先ほどお話があったとおり、マイクロチップを装着し、環境省になりますが、犬と猫のマイクロチップ情報登録システムへの登録が義務づけられたということです。この犬と猫のこのマイクロチップ情報登録システムですが、犬の登録情報については、豊能町のほうで犬と所有者の登録情報は閲覧できるんですが、ただ猫の情報については、今現在は閲覧できないという状況となっております。

本町におきまして、令和4年の施行以降、マイクロチップを装着して新規登録された犬の数ですが、今年の10月末時点でいきますと、計165頭となっております。

あと、飼い主の中には、犬とか猫の体にマイクロチップを埋め込むことに抵抗のある方がいることも承知はしているところですが、迷子とか、あつてはならないんですが、震災等ではぐれてしまった犬の保護の際には、飼い主情報等を照合すればス

ムーズに発見できるということはありますので、マイクロチップ装着のメリットをしっかりとお伝えするために、もう既に本町のホームページで掲載しておりますが、今後もPRしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（永並 啓君）

吉田正子議員。

○3番（吉田正子君）

装着についてPRとしてホームページとか、いろいろとやっていただいていますけど、また何かほかに若い方がすぐ知り得るようなSNSとか、そういうところ辺でまた啓蒙していただければありがたく思います。

では次の質問に行かせていただきます。

全国では、野良犬が問題になっています。心ない飼い主が犬を捨てると、その日から野良犬になります。群れにならないように、町としてはどのような対策を取られているのでしょうか、お聞かせください。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

坂田都市建設部長。

○都市建設部長（坂田朗夫君）

お答えいたします。

野犬の発生につきましては、あつてはならないんですが、災害等で遺棄してしまう場合もあるんですが、議員御説明のとおり、モラルのない飼い主による犬の遺棄というか、保護義務を怠るという要因が一番大きいのかなと考えておりますが、幸い、本町におきましては、今のところ環境課に野犬に関する苦情とか、相談等はこれまでにないという状況です。

ただ、動物のふん尿の苦情とか、そういったものの御相談は日々寄せられておまして、今後ともその適正な飼い方、飼い主のモラルの啓発については努めてまいりた

いと考えておまして、そのことが野犬発生の抑止にもつながればということとっております。

以上です。

○議長（永並 啓君）

吉田正子議員。

○3番（吉田正子君）

ありがとうございます。犬とかそういうものは弱いところに襲っていきますので、もし子どもさんにけががあったらいけないと思いましたが、ちょっと安心しました。でもPRはこれからもよろしくお願いいたします。

それでは、12月一般質問最後の質問をさせていただきます。

子どものスマホに対する安全対策、現在、インターネット社会により、子どもたちも自分のスマホを持ち、メールや調べもの、ゲームなどを利用することが多くなりました。しかし現在、スマホ脳という言葉が出回っています。スマホ脳は頭の中の脳のことです。多くの人が長時間利用している自覚はあるものの、何とか良くないなと感じている人も多いのではないのでしょうか。スマホの長時間利用は、確かに弊害があると私も思います。

一般的に長時間利用すると、3つの副作用が言われております。リスク1、集中力の低下。全国的に1時間以上使用している子どもたちの成績は平均点より低い傾向が見られると報告があります。リスク2、視力低下。全国的に子どもの視力の低下が激しい傾向とのことです。リスク3、精神の不安定化、睡眠障害、うつなどの心身の不安定が生じやすいと言われております。

それでは質問に入らせていただきます。

学校で子どものスマホの使用状況はどれだけ把握できているのか、お伺いいたします。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

仙波こども未来部長。

○こども未来部長（仙波英太郎君）

令和6年度全国学力・学習状況調査におきます質問紙の調査結果から、本町における携帯電話又はスマートフォンを所持している児童生徒の割合は、小学校6年生で75%、中学3年生で92%となっております。

またその質問項目の中で、土・日を除く月曜日から金曜日に、一日どれぐらいの時間携帯電話やスマートフォンでSNSや動画視聴などをしますかという質問がございます。本町における回答状況は、平日に3時間以上SNSや動画視聴をしている児童生徒は、小学校6年生で19%、中学校3年生で34.%という結果で、利用時間の長い児童生徒が一定数いるということになっております。

○議長（永並 啓君）

吉田正子議員。

○3番（吉田正子君）

ちょっと驚いているんですけども、小学校で75%持っていて、そして19%長時間使用しているということは、また中学校に行きだすと余計に使用が多くなってくると思うんですけども、そういうことによってまた、この話とは別に、身体的にも、姿勢とか、そういうところ辺もきますし、どういふのかな、それを短くするように教育とか、学校のほうでどういふふうに指導されているのか、もし御説明できれば説明していただきたいんですけども。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

仙波こども未来部長。

○こども未来部長（仙波英太郎君）

例えばですが、中学校におきましては、保健の授業の中で休養、睡眠と健康という

中の発展学習といたしまして、見直そうスマホ習慣ということで取り扱っています。その中では、スマホなどの利用時間が増えることによる健康や脳の影響についての学習をすることによりまして、生徒の間にそういった習慣がなるだけ少なくなるような指導を行っているところでございます。

○議長（永並 啓君）

吉田正子議員。

○3番（吉田正子君）

これからもよろしく指導お願いいたします。

それでは、次の質問、ネット社会の危機意識を高めるための指導が行われているのか、お伺いいたします。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

仙波こども未来部長。

○こども未来部長（仙波英太郎君）

スマートフォンなどの急速な普及に伴い、児童生徒が無料通話アプリやSNS、オンラインゲームなどの利用を通じて長時間の利用による生活習慣の乱れやネット依存、ネット被害、SNSによるトラブルなどの諸問題が生じております。

小学校では、保健の授業の中でインターネットによる犯罪被害という形で発展の学習をしています。ほかにも、豊能警察や大阪府警の少年サポートセンターと連携いたしまして、防犯教室を開くであるとか、移行防止教室、あるいは民間のいわゆる携帯の通信業者と連携いたしまして、スマホ教室など、様々な学習の機会を設けることにより、SNSのトラブルや犯罪に巻き込まれないために気をつけることを学習しております。

○議長（永並 啓君）

吉田正子議員。

○3番（吉田正子君）

トラブルが起きた場合、もし学校側として何か対応とか、窓口とかそういうのが設けられてるんでしょうか、お伺いいたします。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

仙波こども未来部長。

○こども未来部長（仙波英太郎君）

もしトラブルが起こった際には、基本的には学校での対応になりますが、もちろん教育委員会とも連携いたしまして、例えば助言、指導、あるいは豊能警察ともふだんから連携をしております。あと大阪府教育委員会とも連携をしておりますので、そういった形で関係機関が連携して対応するように心がけております。

○議長（永並 啓君）

吉田正子議員。

○3番（吉田正子君）

これからも対応よろしく願いいたします。

それでは最後の質問、ネットの危険性から子どもを守るためには、学校側と保護者との連携が必要であります、実施されているのかお伺いいたします。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

仙波こども未来部長。

○こども未来部長（仙波英太郎君）

ネットの危険性への対策を進める上では保護者との連携が非常に重要になります。学校での指導だけではなく、保護者がインターネットの特性や子どもたちの利用状況について正しく理解し、学校と家庭が一体となって、情報モラル教育を推進することが必要です。

そのために学校は、子どもたちが授業などで学んだことを保護者が把握できるように、学校だよりであるとか、学級通信など

を通じて伝えたり、あるいは授業参観や学級懇談会、その中での講演会などを活用して、子どもたちと保護者が一緒に学習する機会を設けたり、子どもたちの利用状況などを確認したり、あるいは家庭でのルールづくりを行うよう働きかけを行ったりしているところです。

○議長（永並 啓君）

吉田正子議員。

○3番（吉田正子君）

教育関係の方はすごくハードな仕事だというのはわかっておりますので、これからもよろしくお願いいたします。

そして、私の12月の一般質問をこれで終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（永並 啓君）

以上で、吉田雅子議員の一般質問を終わります。

以上で、一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

再開は、午後2時10分といたします。

（午後1時57分 休憩）

（午後2時10分 再開）

○議長（永並 啓君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

仙波こども未来部長より発言を求められておりますので、これを許可します。

仙波こども未来部長。

○こども未来部長（仙波英太郎君）

議長のお許しを得ましたので、先ほど菅野議員の御質問にありました令和8年の新光風台の児童の数について答弁をさせていただきます。

まず令和8年4月1日時点での小学校1年生、これは現在のひかり幼稚園と吉川保育所の合計人数になりますが、1年生が10名、新2年生、これも同じく現在のひかり幼稚園と吉川保育所の合計人数が10名、新3年

生は、今の光風台小学校の1年生になりますが9名、同じく新4年生が21名、新5年生が16名、新6年生が11名という形になります。

申し訳ありませんでした。

○議長（永並 啓君）

日程第2「第49号議案から第56号議案まで」を議題といたします。

これに対する総括質疑を行います。

質疑内容はそれぞれ各常任委員会に付託いたしますので、大綱のみお願いいたします。

なお、御承知ではございますが、質疑は議題になっている事件に対して行われるものでありますから、現に議題になっていなければなりません。また、議題に関係のないことは聞くことができない、このように規定されておりますので、その点十分御協力いただきますようお願い申し上げます。

第49号議案から第56号議案までの8件に対する質疑を行います。

永谷幸弘議員。

○7番（永谷幸弘君）

7番、永谷でございます。

それでは、第49号議案でございまして、豊能町税条例ということで改正するんですけども、町府民税としまして、寄附金税額控除の対象の追加という改正内容になっておりまして、今回、新たな公益信託制度の創設に伴いまして、寄附金税額控除の対象に公益信託の信託事務に関連する寄附金を追加するという文章が書かれておりまして、この公益信託の信託事務に関連する寄附金というのはどういうものに当たるのか、ちょっとこの点について説明をお願いいたします。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

入江総務部長。

○総務部長（入江太志君）

お答えいたします。

公益信託とは、公益的な活動を支援する信託、例えば、学生への奨学金の給付、あるいは自然科学分野での研究助成、あるいは社会福祉、自然環境保全などを目的とした多くの公益信託が今回の対象となっているものでございます。

公益信託は公益法人と同じような機能を持っておりますが、公益信託の場合は信託銀行等が公益活動を運営するため、例えば事務所開設したり、いわゆる財団法人で働く職員等々を雇用する必要もございません。このため公益法人を設立して活動するほどの財産規模でなくても、効率的に広域活動はできるというものでございます。

○議長（永並 啓君）

永谷幸弘議員。

○7番（永谷幸弘君）

2回目となります。寄附ですので、金銭ということになると思うんですが、例えば不動産とか、有価証券というのは信託できないかどうか、この点についてお伺いいたします。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

入江総務部長。

○総務部長（入江太志君）

お答えいたします。

今回、基本的には金銭の信託ということ想定しておりますので、それ以外のものについては対象とならないという認識でございます。

○議長（永並 啓君）

この際暫時休憩いたします。

（午後2時14分 休憩）

（午後2時15分 再開）

○議長（永並 啓君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

答弁を求めます。

入江総務部長。

○総務部長（入江太志君）

すみません、答弁が漏れておりました。

今は金銭しかいけないということなんです
が、来年1月1日から、金銭以外の、例
えば美術品、おっしゃるような不動産も対
象となるということで、拡充されるという
ようなことでございます。

○議長（永並 啓君）

ほかに質疑ございますか。

中川敦司議員。

○4番（中川敦司君）

中川です。私のほうからは、第53号議案、
一般会計補正予算について質問をさせてい
ただきます。

補正予算書の22ページをお願いいたしま
す。

款3．民生費、項1．社会福祉費です。
目1．社会福祉総務費で、この説明欄のと
ころでいきますところの7です。障害者自
立支援事業ということで、業務委託料、シ
ステム改修費かな。その他のほうでは扶助
費アップというふうなことで、先日説明が
あったかなと思いますけども、まず1点目
なんですけども、この障害者自立支援事業
という名称に関して、本年の3月のとき
における当初予算、令和6年度当初予算の説
明資料と言いますか、その中でいきますと、
これは何ページになるのかな、70ページに
なるんですけども、その事業名、小事業
名で障害者自立支援事業というのがありま
して、2種類ありまして、1つは（補助事
業）と、一方もう一つは（単独事業）とい
うその2種類の立分けで予算説明のときの
資料として載っておりますが、今回のこの
補正予算の自立支援事業の金額そのものは、
この補助事業に当たるのか、それとも単独
事業に当たるのか。その辺りの御説明をお

願いたします。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

小森生活福祉部長。

○生活福祉部長（小森 進君）

お答えいたします。

今のお尋ねなんですけど、補助事業に当た
ります。

以上でございます。

○議長（永並 啓君）

中川淳司議員。

○4番（中川敦司君）

中川です。そうしましたら、同じくその
内容の質問で続けますけども、同じ時期、
去年の令和5年12月、この時期の補正予算
も同様にしておりましたけども、この時期
にいわゆる障害者自立支援事業の補正とい
うものは、見た感じはなかったかなと思っ
ていまして、今回こういうのが上がってき
たというのは、何か特別な事情があったの
か、その辺りはいかがなものなんでしょう
か。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

小森生活福祉部長。

○生活福祉部長（小森 進君）

お答えいたします。

昨年の12月議会においては、補正をさせ
ていただかなかったかなと思うんですが、
ここ数年を見てみますと、当初の予算より
も給付のほうはかなり伸びているという傾
向がございまして、毎年12月に見直してい
るということではございませんでして、そ
の都度、年度をずっと走らせていただきな
がら、残りの残額に応じて、今後どうなる
かなというタイミングにおきまして、足ら
ないという時期に議会のタイミングを見さ
せていただきまして、その都度補正させて
いただいと。今回は、今までの実績を

見まして、年度の最後まで、この残額ではちょっと難しいのかなということが判明いたしましたので、しかる時期に補正をさせていただくということでございます。

以上です。

○議長（永並 啓君）

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（永並 啓君）

総括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

第49号議案から第56号議案は、お手元に配付いたしております付託表のとおり各常任委員会にそれぞれ付託の上審査することにいたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（永並 啓君）

異議なしと認めます。よって、第49号議案から第56号議案までは、お手元に配付いたしております付託表のとおり、各常任委員会にそれぞれ付託の上審査することに決定いたしました。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。次回は12月12日午後1時より会議を開きます。

どうもお疲れさまでした。

散会 午後2時21分

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

一般質問

第49号議案 豊能町町税条例改正の件

第50号議案 豊能町国民健康保険条例改正の件

第51号議案 豊能町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例改正の件

第52号議案 豊能町国民健康保険事業財政調整基金条例廃止の件

第53号議案 令和6年度豊能町一般会計補正予算（第5回）の件

第54号議案 令和6年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第1回）の件

第55号議案 令和6年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定補正予算（第2回）の件

第56号議案 令和6年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算（第2回）の件

以上、会議の次第を記し、これを証するためここに署名する。

令和 年 月 日署名

豊能町議会 議 長

署 名 議 員 4 番

同 5 番